



秘

大正六年一月印刷

支那政黨史

527.028

REEL No. 1-0672

0330

支那政黨史目次

第一章 清朝時代の政黨	一
第二章 辛亥革命以後の政黨	五
第一節 民國初期の政黨——同盟會、共和黨、統一共和黨の鼎立	五
第二節 共和黨の分裂及國民黨の組織	一二
第三節 共和、統一、民主三黨の合併——進歩黨の出頭	一六
第四節 小黨簇出	二二
第五節 進歩黨と共和黨との交渉	二七
第六節 憲法起草問題	二九
第七節 南方新政府の豫想	三五
第八節 第二次革命後の豫象	三八
第九節 進歩黨及國民黨の衰滅	三九
第十節 小黨の離合	四〇
第十一節 大中黨の成立	四二

第十二節 民憲黨の成立	四四
第十三節 袁世凱の憲法破壊	四五
第十四節 國民黨本部の封鎖	四九
第十五節 憲法起草委員會解散及進歩黨の最後	五一
第十六節 政治會議の組織	五五
第十七節 約法會議の組織	五九
第十八節 參政院の組織	六二
第十九節 第三次革命	六四
第三章 第三次革命後の政黨	六六
第一節 梁啓超の劃策	六六
第二節 政團の濺出	六七
第三節 參議院改選三分の一の後に於ける豫想	八二
現在各政團勢力一覽表	八三
現在各政團所屬一覽表	八四
附 北京發刊新聞一覽表	八七

## 支那政黨史

### 第一章 清朝時代の政黨

支那政黨の起因は康有爲、梁啓超等が變法自強を説き保皇黨なるものを組織せると孫文、黃興等が廣東に與中會、湖南湖北に華興會なるものを組織せると章炳麟が浙江に光復會を組織せるとに始る、保皇黨は帝制立憲を希望し與中會、華興會は民主共和を希望し光復會は後者に近きも多少其趣を異にせり。

保皇黨は戊戌政變後西太后の震怒と當道の嫌疑を恐れ黨籍に列する者の内より脱退者を多く出し其脱黨せざる者も亦保皇黨の名を口にせざるに至り殆ど自然消滅に歸せり其後同じく保皇黨に屬せし佛國天主教の神甫たる江蘇省丹徒縣人馬良(字湘伯)が政聞社なるものを組織したるあり又福建閩縣人鄭孝胥(字蘇戡)が預備立憲公會なるものを組織したるあり又湖北省武昌人馮化龍等の帝國統一黨なるものを組織したるありしも何等直接政治上に勢力を有するに至らざりき。

宣統年間に至り資政院設置せられて議院政治の端は啓かれたり曩に光緒三十四年國會開設準備詔勅に基き各省に諮議局設置せられ地方自治の緒を爲す乃ち該詔勅に基き憲政編查館が規定したる順序は宣統八年に至り籌備完成以て國會を正式に開會する筈なり然るに當時國民の憲政希望熱は非常に旺盛

大正五年十二月調査

にして宣統八年迄空しく期限の至るを待たず江蘇諮議局發起と成り各省諮議局に通電し聯合以て國會の速開を請願せんことを協議し各省皆是に贊同し遂に再三請願を爲したる結果九年の準備期間を短縮して五年と爲すに至れり而して是等團體運動が効果を奏するや政客中には漸く政黨組織の必要を感じ來れり即ち宣統三年に於て北京に在る各政客は政黨設立を唱道し同志を糾合して追々小團體を組織するに至り先づ左の諸黨を現出せり

政學會 汪榮寶 曹汝霖 章宗祥 陸宗輿等  
 憲政實進會 陳寶琛 勞乃宣等  
 辛亥俱樂部 易宗夔 羅傑等  
 憲友會 湯化龍 孫洪伊等

當時政學會は資政院に於ける新刑律編成問題に對し贊成を表するを以て白票黨と稱せられ會員は法政留學生等にして資政院に議員たる者のみに限り其數約二十餘人を算せり  
 憲政實進會は新刑律に反對なるを以て藍票黨と稱せられ保守派に屬す其會員約五十餘人多くは資政院議員なりき

辛亥俱樂部は是又資政院議員によりて發起せられたるも其會員は約六十八人程にて議員と院外者と相半ばせり而して其系統より云へば度支部尙書澤公を中心とする度支部派の人物多し

憲友會は全國諮議局聯合會中の湯化龍、孫洪伊等が發起せしを以て諮議局代表等の人多し即ち前の帝國統一黨の後身にして國民經濟及び地方分權等に重きを置けり全國諮議局聯合會が國會速開の請願を爲し其の第一回請願却下せられ更に第二第三の運動を爲すに及びて全國諮議局代表は自然憲友會と行動を共にせるを以て憲友會は當時輿論の最も勢力ある代表たらんとせり前記第二次請願の代表は左の如し

直隸 孫洪伊 谷芝瑞 張銘勳 王法勤  
 奉天 王永貞 劉興甲  
 吉林 李芳  
 江蘇 方遠 于定一 吳榮華  
 江西 閔荷生 汪龍光  
 安徽 陶鎔 潘祖光  
 浙江 鄭際平 應貽誥 吳廣廷  
 福建 劉崇佑 連賢基  
 湖北 陳登山  
 湖南 羅傑 劉善渥

山東 周樹標 朱承恩  
 河南 陳熙朝 楊治清  
 山西 渠本翹 劉篤敏 李素 劉懋賞  
 廣東 沈秉仁  
 廣西 吳錫齡

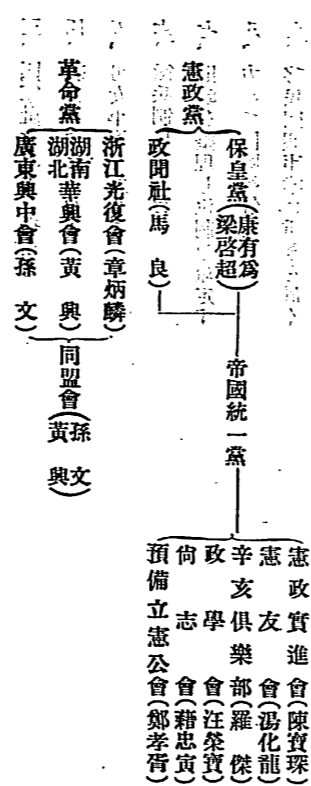
叙上の代表等中には憲友會と同一行動を取りたる者少からざりしが辛亥革命の勃發するに及びて是等の政黨は一時全然消滅し革命後に於て更に頻りに與りたれども其系統は全く一變し攝日の同志が或は反對と成り反對敵視したる者が却て互に提携握手せる等の事其類に乏しからざりき

革命派側に在りては左の團體與れり  
 廣東 興中會……………孫文派  
 兩湖 興華會……………黃興派  
 浙江 光復會……………章炳麟派

叙上の各派は均しく革命思想を有する者の會合にて或は事實の上に革命を企て失敗し或は文章の上にて革命を鼓吹して逮捕せられんとし爲に海外に亡命して以て時機の來るを待てり乃ち此三派は日本に集り東京に於て聯合して同盟會なるものを組織したり初め同盟會は三種の秘密結社なりしが辛亥革命勃發

南京政府成立し孫文歸國の上臨時大總統と成るに及んで同盟會は公然たる政黨となり其政綱等を發表するに至れり

今茲に光緒年間より宣統年間に亘る政黨系統概略を圖を以て示せば左の如し  
 光緒年間 宣統年間



第二章 辛亥革命以後の政黨

第一節 民國初期の政黨—同盟會、共和黨、統一共和黨の鼎立

辛亥革命以後從來革命黨の秘密結社たりし同盟會は南京に於て公然其政綱を發布して政黨と成れり其

政綱左の如し

政綱 第一節 政治綱領

- 一、行政統一を完成し地方自治を促進す
- 二、種族同化を實行す
- 三、國家社會政策を採用す
- 四、義務教育を普及す
- 五、男女平權を主張す
- 六、徴兵制度を勵行す
- 七、財政を整理し税制を釐定す
- 八、方めて國際平等を謀る
- 九、移民開墾事業に重きを置く

而して中華民國を鞏固にして民主主義を實行するを以て宗旨とす  
是と同時に南北各地に於て政黨の續出するもの殆ど枚擧するに遑あらず今其重なる者を擧ぐれば

政黨名 領袖

國民黨	黎元洪
國民協進會	蔣忠實
同盟會	孫文
共和黨	谷鍾秀
國民共進會	伍廷芳
共和實進會	王寵惠
共和建設討論會	湯化龍
政團	孫洪伊

斯の如く團體の多きこと既に枚擧す可らざるに又一人にて二黨若しくは三黨に藉を置く者あるを以て  
其實際の系統を確かむること甚だ困難なりき  
民國元年の參議院時代に在りては同盟會多數なりしを以て同盟會に馱焉たりし左の六政黨は合同を謀

七

方協議成立して爰に新團體を組織し共和黨と命名せり其の同盟會は...

- 國民共進會
- 民國公會
- 共和黨

國民協進會は素と日本留學生中の一都に依りて組織せられ居たる尙志會の革命後改名せし者にして其重要分子は

- 蹇念益 劉頌虞 邵義 陳懋鼎 陳敬第 藉忠寅
- 李渠 渠長 福忠 黃遠庸 周大烈 黃群 熊範與

等にて陸啓超系統に屬せり... 統一黨は前同盟會員にして往年東京にて發行せる同會機關雜誌民報の主筆なりし章炳麟の組織せしものに係り章炳麟は始め光復會を組織し後に同盟會に加はり居たるが革命後孫文、黃興等と意見の衝突より遂に同盟會を脱して統一黨を組織し江蘇、浙江、安徽等の有力者を糾合し前清時代の預備立憲公

會員多く之に加はれり... 國民共進會(北部派) 范源廉、陸定等の設立する所なるが其會員甚だ多からず

國民公會は張國維、鄒福祥等が蘇州に於て組織せる小政團なり

國民黨は上海に於て潘鴻鼎、陸鴻儀、沈彭年等の組織せるものなり

民社は湖北の孫武、張振武等が黎元洪を擁し項駿、汪彭年、孫發緒、何安、劉成禹等と結合し更に柏文蔚、朱瑞等を加へたるものなり

以上六政團合同して共和黨と成りし後の政綱は

- 一、全國を統一して國家主義を執る
- 二、國家の權力を固め國民の進歩を保持す
- 三、世界の大勢に感じ平和實利を以て國を立つ

而して其重なる者は... 理事 黎元洪

會重要分子 熊希齡、程德全、湯壽潛、孫武、孫發緒、大燾、烈、藉忠、黃、阿程爾奎、...

統一共和黨は南京政府時代に發生せしものにして同盟會と共和黨との間に在りて一鼎足を持し當時の參議院は此黨の向背に由りて勝敗を決するを得たり其政綱は左の如し

政綱

- 一、行政區域を劃定し以て中央統一を謀る
- 二、稅制を釐定し以て負擔の公平を期す
- 三、民生に注意し社會の政策を採用す
- 四、國民經濟を發達し保護貿易政策を採用す
- 五、幣制を劃一し金本位制を採用す
- 六、金融機關を整頓し國家銀行制度を採用す
- 七、交通を振興し鐵道幹線を速成す
- 八、軍國民教育を實行し専門學術を促進す
- 九、海陸軍備を振刷し徵兵制度を採用す
- 十、海外移民を保護し實邊開墾を勵行す
- 十一、文化を普及し國內民族を融合す
- 十二、外交に注意し國家對等權利を保持す

以上十二項にして蔡錕、王芝祥を以て總幹事と爲し彭允彝、殷汝驤、歐陽振聲等常務幹事たり當時參議院に於ける議員總數は百四十名なりしが蒙古西藏等の議員至らざりしを以て實際約百名位に過ぎざりき今其議員黨派別を擧げば

同盟會 所屬

- 劉積學 熊成章 盧信 阮慶淵 茹欲可 盧士模
  - 王嘉賓 江辛 劉盟訓 黃樹中 宋汝梅 顧祝高
  - 俞道嘯 杜潛 孫澄 司徒顯 彭占元 張耀會
  - 劉星楠 陳鴻鈞 王慶雲 徐傳霖 李肇甫 殷宇清
  - 覃振 景志傳 會彥 李述膺 席聘臣 曹玉德
  - 楊永泰
- 共和黨 所屬
- 傅迺植 劉崇佑 陳國祥 鄭萬膽 張伯烈 谷芝瑞
  - 田駿豐 李渠 郭同 劉成高 李國珍 王家襄
  - 王文慶 祺誠武 汪榮寶 籍忠寅 姚華 侯廷爽
  - 陳廷策 宋振聲 劉頤治 曾有瀾 陳時夏 秦盛瀾



連賢基 周樹標 奉瑞珩 吳鈞 王振堯 湯化龍  
 丁世嶠 張鶴弟 時功玖 楊廷椿 譚凌阿 鄂多白  
 達 賈 唐古色 那彥圖 阿穆爾雲奎 德色實託布  
 統一共和黨所屬  
 劉興甲 李素 何裕康 王赤卿 關文鐸 殷汝驪  
 戰雲霖 趙世鈺 陳景南 李芳 王樹聲 胡璧城  
 谷鍾秀 彭允彝 孫孝宗 歐陽振聲 金鼎勳 高家驥  
 周珏 張聯魁 楊策 曾有翼 吳景濂 李秉恕  
 劉彥 王鑫調  
 其餘は無所屬にて行動一定せざりしが只湯化龍は藉を共和黨に置くも共和討論建設會として一人一旗を擁し居たり

第二節 共和黨の分裂及國民黨の組織  
 幾くもなくして六政團合併の共和黨中舊國民黨派は舊民社派と常に相融和せず遂に左の諸政團合併して民主黨を組織するに至れり

國民黨協進會

共和建設討論會  
 政群社  
 共和俱進會  
 民主黨は參議院に於て共和黨と行動を共にせり即ち當時の參議院議員中同盟會に屬する者は三十餘人にて共和黨は民主黨と行動を共にせる爲め四十餘人を有し共和黨は二十餘人を有し三黨鼎足の情況を呈せり

唐紹儀内閣瓦解後陸徵祥が超然内閣を組織するに當り其内閣員推薦中國民共和兩黨の人なりしが統一共和黨中より一人も採用せざりしかば統一共和黨は小數黨なりとて侮蔑せられたるものなりとなし憤慨して一致反對したるを以て遂に過半数を得るに至らずして否決せられたり。袁世凱は之を見て直に趙秉鈞に命じ軍界を煽動して大に脅迫を行はしめたるが爲め同盟會及統一共和黨の議員は甚しき壓迫を加へられたり

同盟會は革命の元勳を以て自任するも參議院に多數議員を有せざるを以て常に舊官僚與黨等の爲に左右せらるるを憤慨したれども奈何とすべからざるを以て大に黨勢擴張の必要を感じ居たる際軍警が共和黨を援け統一共和黨は同盟會を壓迫したるを憤慨し主義主張の相近き同盟會を援け以て政府及共和黨に當らざる可らずと爲し居たれば遂に同盟會と統一共和黨との合同成り同時に又同主義なる三小

團體も亦之に加入し乃ち五政團の合併と成り名を國民黨と命名し時恰も(民國元年八月)孫文黃興等の來京せしを以て八月十八日宣言書を發表し二十五日湖廣會館に發會式を挙げたり參會者約三千餘名張繼主席にて同黨成立の經過を報告し張耀曾合併の情況を演述し孫文の演説あり次に役員を選擧せり

國民黨役員

- |    |     |     |     |       |     |
|----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 理事 | 孫文  | 黃興  | 王人文 | 王芝祥   | 宋教仁 |
| 參議 | 張鳳翽 | 吳景濂 | 王龍惠 | 貢桑諾爾布 |     |
|    | 胡瑛  | 溫宗堯 | 陳錦濤 | 張繼    | 柏文蔚 |
|    | 沈秉堃 | 孫毓筠 | 譚延闓 | 于右任   | 馬君武 |
|    | 田桐  | 景耀月 | 閔錫山 | 胡漢民   | 趙炳麟 |
|    | 李烈鈞 | 蔣翊武 | 姚錫光 | 褚輔成   | 楊增新 |
|    | 尹昌衡 | 陳陶怡 | 徐謙  | 張琴    | 松敏  |
|    | 王善基 | 張培爵 | 唐文治 | 英永貞   | 唐紹儀 |

同盟會が統一共和黨及び其他の三政團と合併して國民黨と成るや參議院に於ける議員六十餘人と成り共和黨は四十餘名、民主黨十餘名にて國民黨絕對多數を占め政府黨たる共和黨は非常なる苦境に陥れり此時恰も梁啓超日本より歸來し大に袁世凱に持て囑されたるが共和黨にも民主黨にも其の知人舊識

少からざりしを以て直に此兩黨を合せて一團と爲し自ら之を率いて以て袁世凱を撥け大に自己の抱負を遂行せんとの野心を起し來り然るに一方共和黨は國民黨に壓迫せらるる苦しさにより頻に民主黨に秋波を送り以て相提携せんと試みつある時なりしかば梁啓超は機遇す可らずと爲し直に共和黨と民主黨の幹部連中に合同の必要を説きたり

參議院は初め同盟會、共和黨、統一共和黨の鼎立を爲しけるが同盟會統一共和黨と合併して國民黨を組織し對共和黨と成るや又民主黨現れて國民黨、共和黨、民主黨の鼎立と成れり而して其間に於て統一黨(元と章炳麟の組織せし者なるも其後章炳麟去りて王庚之を率ふ)は參議院に議員を有せざるを以て何等活動する能はざりしも共和民主兩黨合併するに至らば統一黨も其中に加入して以て政府に忠勤を効さんと期し機のを待てり

露蒙協約問題の發生するや國民、共和、民主、統一の四黨は聯合行動の必要を認め四黨代表相會して當局に對時局方針を建議せし事ありしも此政團聯合は民主黨先づ脱會したるに由りて瓦解せり民主黨一部の者は露蒙協約に關する袁世凱の十大罪を數へて發表せしを以て黨内に内訌を起し共和統一黨會員二千八百餘名は一時に反對脱會するに至り此共和統一黨脱會者は彼の章炳麟の去りたる後王庚の代表せる統一黨に合したる者多し茲に於て梁啓超は共和黨、民主黨、統一黨の三派を合併して以て一大政黨を造り是を基礎として活動すべく竊に其聯絡に着手せり然るに參議院が國會組織法及議員選舉法

を議定し政府が是を發布するや參議院議員は各自其選舉區に運動の爲め歸りたるを以て自然に開會する能はざるに至れり隨て此三派合併問題は一時其進行を見ざりき  
民國二年三月に至り全國議員選舉の結果は國民黨非常に多數にして兩院を通じて約八百の議員中國國民黨約五百を占め居れりと稱せられ共和、統一、民主の三黨が如何に合同結束するも到底奈何とも爲し得べからざるに至れり

第三節 共和、統一、民主三黨の合併 進步黨の出願  
茲に於て袁世凱は已も政黨を組織し其援助に由らざる可らざるを感じ稍其意思を漏したりしに人意迎合に最も長せる揚度好機來れり此爲し國民黨、共和、統一、民主の四黨間を奔走して先づ共和、統一、民主の三黨合併を交渉し更に國民黨中の穩健派(實は軟派)を拉し來り茲に四黨合併の一大政黨組織の準備を爲したる而して其黨綱は中央集權に由りて鞏固なる政府を組織し領土の統一を完全にして國家主義を實行するにあり此黨綱主旨に由りて察するに先に江蘇都督程德全の提唱し雲南都督蔡鍔等九都督の贊成を得て袁世凱に打電し袁世凱又是各省都督に頻電して意向を徴したる憲法制定に關する大綱の主旨と相符合するに現れは或は此黨綱なるものは袁世凱の意を受けたるに非ざるかを疑はしむ其政黨組織の重要人物左の如し  
協理 黎元洪  
參事 楊度、梁啟超、蔡元培、王寵惠、岑春煊、熊希齡、張謇、湯化龍

其他知名之士甚だ多し聯合運動者の豫測に據れば三派合同の上に國民黨中の穩健派を拉し來りて是に加へ更に無所屬の新議員を吸集せば衆議院に於て優に三分の二を占め得べく國民黨中の舊同盟會派たる激烈分子は僅に三分の一に足らざる少數黨と化し去るべしと思惟したり然るに恰も此運動に着手せる時彼の宋教仁暗殺問題發生し而も其教唆者が内閣總理兼内務總長趙秉鈞なりと云ふに至り袁世凱と國民黨との感情は急に杆格するに至り此新政黨組織問題は此に全く頓挫せり  
民國二年四月八日新議會は其成立式を挙げたり當時の議員所屬は左の如し

- 衆議院 議員總數 五百九十六名
- 國民黨 二百六十九名
- 共和黨 一百三十名
- 統一黨 十八名
- 民主黨 十六名
- 跨黨者 百四十七名

不明者 百四十六名  
 未選舉 十名  
 參議院 議員總數二百七十四名

國民黨 百三十二名  
 共和黨 二百五十五名  
 統一黨 六名

三黨の間を斡旋し三黨員を連賃館に招待し席上統一黨の理事王康より三黨結合の必要を説き梁啓超は三黨の結合が主義主張の同じきより来る自然の結果なりと説き湯化龍は三黨合同は國家問題にて政黨問題に非ずと説き茲に漸く合同の議成りたり

三黨合併談は愈成立せしむる當時衆議院議長選舉競争にて多忙の爲め三派は一致の行動を取りしも未だ結黨式を擧るに至らざりき斯く袁世凱は三黨を合併せしむる未だ以て國民黨に對するに足らざるを以て國民黨中の軟骨漢孫毓筠、王芝祥等を籠絡教唆して國事維持會を組織せしめ専ら國家主義を標榜し縱令何黨たりとも國家を忘れて黨争に陥らんとする者あらば直に干渉せんとするものにして多く軍人を會員とし以て國民黨を脅赫し又梁士詒を通じ民主黨の李慶芳を籠絡して國會同志會なるものを組織し

二、憲法制定は國家主義を取事

の二項を主旨とし入會資格を議員に限る此二項の目的を達せば足れりとする極めて簡單なる方法を取り以て大會に便ならしめ合せて被買收議員の足を置くに便ならしめ其他袁世凱は統一黨を純御用黨とし巨額の買收費を興へて國民黨の田舎議員を買收し若しくは軟骨漢を墮落變節せしめたり

斯の如く所有する手段は黄白を使用したる結果國民黨は大に蝕食せられ衆議院の議長には國民黨の吳景濂當選したるにも拘らず種々なる故障を設け其間に惡辣手段を逞らし其結果遂に合同派の勝利に歸し



錫化龍の當選を見るに至れり  
三黨は既に衆議院に於て議長副議長を自黨に屬し得たるを以て五月二十九日愈三黨の結黨式を舉げ進歩黨と命名して左の如き政綱を發表せり

進歩黨政綱

- 一、國家主義を執り、強善なる政府を組織す
- 二、人民の公意を尊び法賦の自由を擁護す
- 三、世界の大勢に應じ平和の實利を増進す

理事長 黎元洪  
理事 梁啓超 張 謇 伍廷芳 孫 武 那彦圖  
湯化龍 王 庚 蒲殿俊 王印川

而して同黨所屬兩院議員及び幹部等は特別聯合會を開き討議したる上理事梁啓超をして公然同黨の政見を發表せしめたり其大要は

- 一、正式總統候補者は袁世凱を推す
- 二、内閣は此際改造の必要あり
- 三、内閣改造に對する態度は本黨にて組織の必要あらば起つて組織するの覺悟を要す

四、憲法制定後總統を選挙す

五、宋教仁案は法律にて解決す

六、借款は用途を嚴重に監督す

進歩黨斯の如くして漸く結黨式を舉げ同黨幹部の人選に就ては其後理事等熟議の上舊三黨中より夫々振合を計りて之を定め理事長黎元洪の承認を求めたり其顔振左の如し

部 長	林 長 民	副 部 長	時 功
法制科主任	汪 榮 寶	副 主 任	汪 有 齡
財政科主任	吳 鼎 昌		解 樹 強
外交科主任	林 志 鈞		趙 管 侯
軍政科主任	羅 致 倫		王 傳 炯
教育科主任	耿 臻 顯		陳 廷 策
實業科主任	張 善 興		李 文 素
地方科主任	汪 彭 年		于 元 芳
庶政科主任	張 嘉 璈		胡 源 滙

黨務部	部長	丁世嶧	副部長	孫洪伊
文牘科主任	王家襄	副主任	凌文淵	郭桂芬
會計科主任	金遠	同	胡瑞霖	張開屏
交際科主任	黃為基	同	李文熙	李俊
地方科主任	梁善濟	同	鄭萬勝	孫熙澤
庶務科主任	張協燦	同	虞廷愷	于邦華

然るに役員問題より内訌を生じ舊共和黨なり湖北議員張伯烈、鄭萬勝、胡鄂公、彭介石等十二名は少數黨なる民主黨が合併原約に違背して多數の役員を得んと要挾し共和黨が最後の合併討論會を開きたる際出席者少數なりしに拘はらず獨斷的に合併を可決し又共和黨に於て黎元洪及び湖北共和黨支部より合併原約の如く履行せん事を求めたる電報を隠匿したりとの理由の下に脱黨の宣言書を發表し再び共和黨を復活したり

第四節 小黨簇出

共和、民主、統一の三黨が不完全ながらも合同して進歩黨を組織し兎も角も政界は二大政黨に統一せられ互に相對峙するに似たるも其實支那人の性質として極めて團結力に乏しく且又各自佔名熱獵官慾

の旺盛なる爲め大政黨の下に陣笠として追隨するを欲せず共和黨が分離せしを始めとして各自に小黨派を組織して別個の旗幟を張らんとし二大政黨の時代は極めて短かく再び小黨簇出の時代となり左の諸黨を現出せり

- 共和黨
- 政友會
- 相友會
- 民黨
- 癸丑同志會
- 超然社
- 集益會
- 政友俱樂部
- 平民黨
- 議員同志會

是等團體以外に尙種々なる小團體ありたり勿論是等團體所屬の大部分は或は國民黨に若しくは進歩黨に屬し居りて全く獨立せるには非ずと雖其母黨たる國民黨及び進歩黨の指揮統一は毫も行はれざりき斯く小黨の簇出を見たるか其口實とする所は進歩國民の二大政黨が專横を爲すの虞あるを以て第三黨

の地位に在りて牽制を行はんとするに在りて雖も其實袁世凱の國民黨切崩策に使用せられたるに過ぎず。今其各小團體の性質を掲ぐれば、張百烈、鄭萬勝等湖北人が中心となりて組織せられたるものにて進歩黨に合併せしむるも共和黨は張百烈、鄭萬勝等湖北人が中心となりて組織せられたるものにて進歩黨に合併せしむるも時常に湯化龍梁啓超等と相容れざる所あり合併當時民主黨の湯化龍が衆議院議長となり同黨の陳國祥が又副議長となり各役員中にも民主黨多數の地位を占めたるを以て大に不平を鳴し遂に脱黨分離するに至りたるなり。

政友會 は國民黨の景耀月、王用賓等の組織する所にして會長に景耀月副會長に于右任彭占元を舉げ會員は兩院内に百名近くを有したり國民黨に屬すれども袁世凱に籠絡せられて其黨籠中に入りたるものなり。

相友會 は劉揆一の組織せし所にして劉は舊同盟會員なるが民國元年政黨内閣問題に就て國民黨各總長が連袂辭職せし際南北融和の目的を以て同黨を脱して後繼内閣に入閣せしも意の如くならず殊に宋教仁案發生の際調停せんとして南下せるも南方側よりは北方の魁し者の如く思われ歸來すれば又北方は少重用せられず止むを得ず黨争調和の名の下に同會を組織して自己の立場を造らんとせり。民憲黨は孫毓筠の發起する所にて孫は舊同盟會員たるも安徽都督を罷めて上京し總統府の顧問となりてよめ以來漸次袁世凱に籠絡せられ國事維持會を組織して只管袁世凱の爲めに奔走せんとせし。

が案外國民黨の重要人物多く入會するに至りて已の意の如く自由に左右し能はざる事情となりたるを以て茲に又民憲黨を組織して第三黨の地位と爲し専ら袁世凱の御用を勤めんとするに在りたり。癸丑同志會は國民黨の陳嘉鼎が組織せし所にて陳は衆議院議長選舉の際國民黨が已を議長に推薦せざりしを不満として國民黨を脱黨し本會を組織するに至り二年六月十二日宣言書を發表し役員を選舉したり其顔振左の如し。

- |      |   |   |     |   |   |   |   |   |
|------|---|---|-----|---|---|---|---|---|
| 正會長  | 劉 | 公 | 副會長 | 張 | 我 | 華 | 王 | 湘 |
| 總務部長 | 胡 | 祖 | 副部長 | 禹 | 源 | 耿 | 毓 | 英 |
| 政務部長 | 陳 | 家 | 同   | 趙 | 時 | 欽 | 高 | 仲 |
| 交際部長 | 胡 | 鄂 | 同   | 王 | 國 | 祐 | 席 | 綬 |
| 文事部長 | 馬 | 小 | 同   | 韓 | 玉 | 辰 | 邵 | 瑞 |
| 評議部長 | 高 | 祖 | 同   | 李 | 載 | 庚 | 鄭 | 江 |

超然社 は元と國民黨の郭人章、彭介石等牛耳を取り社員としては兩院に議員四十餘名を有し居り、漸次軟化の色を現はせり。正議黨は各省の議員を以て組織せられたるものにて進歩黨の組織を以て伍朝樞、司徒頌等其中に在り均此に組織を有す。其黨の組織は、

政友俱樂部は國民黨の恒士豊及び進歩黨の藍公武等が主動者にて専ら進國二黨の調和を計るに在

りたり  
平民黨は民國元年發生したる五族聯合會の後身にして同會は趙秉鈞、段芝貴、烏珍等の組織せし

ものなれば其系統を汲む官僚黨の會合なり六月二十九日北京西單牌樓石虎胡同事務所に於て成

立式を舉行し宣言書を發表すると共に政綱を發表したり

平民黨の政綱

- 一、種族同化を促進す
- 二、自治の能力を發展す
- 三、經濟政策を勵行す
- 四、軍國主義を採用す
- 五、國民外交に重きを置く

六、固有の領土を完全にする

其の役員は左の如し

- 理事 陸建章 段祺瑞 程德全 黃雲招 徐紹楨
- 那彦圖 彭士助

此内専ら牛耳を取り居る者は趙秉鈞、陸建章なるを以て同黨の行動略推知し得べし  
議員同志會は舊民主黨の李慶芳等が主唱せる所にして専ら議員を會員として進歩黨の分身なるも

實は梁士詒の願使を受け居るものなり

叙上各小黨の簇出は殆ど御用黨と民黨との區別を混亂し腐敗、軟骨、野心、狡獪の徒は皆此中に出没  
縱横せり然し當時進歩黨系も國民黨系も俱に其母黨との聯絡を有し居りしが故に小黨は恰も出先の活  
動隊の如き有様なりき

第五節 進歩黨と共和黨との交渉

進歩黨は共和黨を中心とし統一黨と民主黨を招きて合同し之に加ふるに袁世凱の黃金政策にて極力國  
民黨切崩策を行ひたる結果漸く國民黨と相拮抗し得るに至りたるに役員問題により端なく共和黨の脱  
黨分立となり而も其勢ひ侮る可らざるものあり成行の儘に放置せば進歩の本黨何時瓦解するに至るや  
も知る可らざりしを以て直に臨時總會を開き共和黨復黨策を講じ委員を設け交渉せしめたるに共和黨  
にては決心甚だ固く左の要求條件を提出せり  
一、黃群、孟森、楊廷棟、塞念益、陳敬弟、孫發緒の六名は種々の奸策を弄し或は黎理事長の電報  
を隠匿したる者なれば之を除名する事

三、蒲殿俊及び王印川等二名の理事は原合併條件になき者なれば之を取消す事



三、孫洪伊、林長民、梁善濟、胡瑞霖等の如き民主黨出身者の部長及び主任を更迭する事  
 四、進歩黨を共和黨と改稱する事  
 五、幹事は凡て大會の席上投票を以て公舉する事  
 進歩黨にては共和黨の脱黨を非常に苦痛とする所なるも此條件を容るゝ事は不可能なるを以て交渉遂に破裂して共和黨は斷然分立せり  
 共和黨の脱退問題は張伯烈、鄭萬膽、劉成禹、胡鄂公及び湖北代表高振屏、梅寶璣の極力主張せし所にして直に同黨本部を置き左の如く役員を選舉せり  
 黨務科 黃一雲 鄒  
 文書科 賀孝 齊  
 交際科 陳紹唐  
 庶務科 鄧志強  
 會計科 梁宗謙  
 參議院交際員 王 宗 吳宗慈  
 合併せる三黨は僅に國民黨を稱し得るに至れる際又進歩黨の分裂に對し國民黨に制せらるゝに至る

べく消長の關係最も切なる所なれば百方共和黨留めに盡力したるも何等の効を奏せざるのみならず種々引展運動を試みたる結果は却て益反撥の氣勢を増進途には單に進歩黨より脱退し中立的行動を取るに止らず進んで國民黨提携せん望すに至り國民黨の張繼は共和黨を國民黨側に引寄せべき好機逸す可らずと爲し自ら進んで共和黨に加入し遂に兩黨大に接近するに至れり  
 第六節 憲法起草問題  
 憲法起草機關を設けて憲法を編成せしめ其脱稿を待ちて議會の決議に付せんとは袁世凱の希望せる所なりしか國民黨側にては約法及び國會組織法に由り兩院議員にて制定すべきが當然なりと主張せりされば政府は前參議院當時既に憲法起草機關設置案を提出せしに前參議院は一擧の下に是を斥け遂法なりとして取合はざりき  
 然れ共當時買収に由りて袁世凱の隨從に服従し暴威の脅迫に由りて其主張を變更し或は籠絡の時機を以て攀附の機會と爲す者等尠からざりしかば憲法が果して如何なる機關に由りて起草制定せらるゝに至るべきや遂かに知る能はざる體態に在りたり然るに共和黨が進歩黨より脱退して國民黨に連合するに及んで憲法起草問題に大決的促進を與へ衆議院に於て憲法起草委員選舉問題起れり此問題愈事實と成り委員選舉となるや國民黨は景耀月等の幸ふる相友會並に新に進歩黨より脱出せし共和黨と互に連衝して進歩黨に當かたるを以て進歩黨は到底敵す可らず其結果兩院選出憲法起草委員は左の如し。

衆議院選出三十名  
國民黨 張冠羅 曾慶員 李 肇 甫 伍 朝 樞 樞 易 宗 毅 褚 輔 成  
(十四名)

進歩黨 汪 榮 寶 劉 崇 佑 王 印 川 李 國 珍 王 敬 芳  
(九名)

共和黨 何 受 璋 黃 雲 鵬 吳 宗 慈 王 紹 鑿  
(五名)

政友會 史 澤 咸 夏 同 蘇  
(一名)

超然社 夏 同 蘇  
(一名)

參議院選出三十名  
國民黨 湯 漪 楊 永 泰 宗 潤 源 朱 兆 辛 高 家 驥  
(十四名)

進歩黨 蔣 曾 煥 殷 世 垣 金 永 昌 張 我 華 蔣 鼎 清  
(十名)

政友會 呂 志 伊 向 乃 祺 金 把 棧 王 鑫 潤  
(四名)

共和黨 王家襄 丁世輝 藍公武 曹汝霖 陸宗輿  
(五名)

政友會 王 庚 解 樹 強 陳 銘 鑑 阿 穆 爾 靈 奎 陳 善  
(十名)

政友會 趙 世 鈺 王 用 賢 石 德 純 金 鼎 重  
(四名)

共和黨 饒 應 銘 東 林 榮 多 布  
(二名)

即ち衆議院部分の内にて  
進歩黨 十人  
超然社 一人  
國民黨 十四人  
共和黨 五人  
政友會 一人

參議院部分の内にて  
進歩黨 十人  
國民黨 十四人  
共和黨 三人  
政友會 一人

憲法起草委員は參議兩院を通じて民黨多數なり是に加ふるに奥國「ス」借款質問に對する六月二十  
五日衆議院に於ける財政次長梁士詒の爲したる答辯説明が甚だ國會を侮辱したるを以て反對派に御用

派たるを問はず均しく憤慨し期せずして政府彈劾案提出に一致し國民黨、共和黨、進歩黨、曾各黨  
効案(其内彈劾論旨は輕重あり)を提出したるあり江西には李烈鈞愈討袁の師を擧ぐるに至りたる  
を以て袁世凱は最早政黨を相手として云爲すべき時に非ずとの決心を爲したり

當時御用黨たる進歩黨の彈劾案は只世間に對する形式にして政府の急處を衝きたるものに非ざるも  
内心此際政府を改造し熊希齡を總理として内閣を組織せしめんとの野心を有せり袁世凱は臨時政府期  
間中成るべく現政府(趙秉鈞政府)を維持する意見なりしも南方數省既に獨立を宣言するに至り其怨  
府たる趙秉鈞内閣を維持するは不利なるを以て是が改造を爲すは止むを得ざる事とし之か後繼者には  
徐世昌に期望せり然れ共徐世昌が是を引受くるを承認せざるのみならず進歩黨が徐世昌に反對して熊  
希齡に期望するを以て此際全然進歩黨の希望を斥くる能はず遂に熊希齡を國務總理に推薦するに決し  
趙秉鈞の辭職を許可し熊内閣の同意を衆議院に求めたり衆議院は熊希齡總理の同意案を議事日程に  
上したるが當初袁世凱は此問題を以て僅に進歩黨の二三重要者に謀りたるのみにて國民黨は勿論共和  
黨にも何等協議せざりしが共和黨は凡そ斯の如き問題は豫め各黨に協議し互に意見を交換したる上に  
て決すべきものなるに事茲に出でざりしは他黨を蔑視したるものなりと爲し大に憤慨し代表を國民黨  
に送つて當日缺席の交渉を爲さしめ國民黨亦既に熊希齡の總理に反對決議を爲したる程なれば早速其  
交渉に應じ當日二黨議員は出席せざりし爲め法定數に達する能はず遂に流會に終り熊希齡は當時來京

せしも議會の形勢不利なるを見て倉皇熱河に歸れり  
袁世凱は議會が益々邪魔者なる感を深くし之に威壓を加へて畏服せしめざる可らずと爲し二年七月上  
日北京に戒嚴令を布き同時に新任歩軍統領趙秉鈞を北京警備地域司令官に京畿軍政執法所長陸建章を  
副司令官に任命し更に又言論機關に對し高壓手段を取り國民黨系に屬する新聞は續發行を禁止し民  
黨側の議員には軍警を尾行せしめ以て民黨議員をして震慄せしめたり斯くて熊希齡の總理問題は更に  
日程に止されたるに參衆兩院とも軍警の脅迫に止むを得ず遂に是に同意を與へたり  
茲に於て國民黨所屬の參議院議員韓玉辰は此次江西の獨立は政府の種々なる違法失政が激成したるも  
のにて然も總統が國憲を紊亂し智小を信用し閣員を傀儡にし國會を玩弄したると爲し其罪狀を擧げて  
袁總統に辭職勧告の建議案を議會に提出したり又上海に在る蔡元培、汪兆銘及び唐紹儀等は此次江西  
事件爆發南北衝突せしは國家重大の損害にて此衝突を止むるには此際袁世凱の退職を求むるに如かず  
と爲し又電報を發して辭職を勧告せり  
袁世凱は戒嚴令を楯にし軍政執法所に命じ國民黨議員にて多少疑はしき所あれば犯證の有無に拘らず  
直に之を拘引し後其罪狀を構成するが如き舉擧に出せしが爲め議員等は到底危險にして國事を議す  
る能はずと爲し天津若しくは南方に避難する者多し議會は議員數不足の爲め遂に開會する能はざるに  
至れり議會既に法定議員數を缺き開會する能はず袁世凱は直に議員を壓殺するは事方漸次餓死せし  
三三

三三  
三二  
三一  
三〇  
二九  
二八  
二七  
二六  
二五  
二四  
二三  
二二  
二一  
二〇  
一九  
一八  
一七  
一六  
一五  
一四  
一三  
一二  
一一  
一〇  
九  
八  
七  
六  
五  
四  
三  
二  
一

ひるの策を採り議員等の俸給支出を停止せり又江西獨立事件は起事の人物が國民黨に籍を有せるを以て北京に残れる國民黨國會議員を壓迫破壊するに極めて好口實を與へたれば袁世凱は更に檢察廳に命じて壓迫檢束手段を取らしめたり依て總檢察廳にては先づ國民黨理事長代理吳景濂を召喚して左の嚴命を下せり

各國政黨の例を見るに皆其黨の首領に由りて左右せらるる然るに今國民黨の首領株なる黃興、柏文蔚、陳其美、陳炯明等南方に於て民國に反抗する叛逆行動を執つゝあり國民黨は彼等の行動を默認する者なるや否や若し認め居らば黨員を其一味として處罰するの外なく然らば此際彼等を除名すべし吳景濂は此言渡を受けたるも自分一己の意見にて即答する能はざれば黨員會議の上回答すべしと謂ひ引下りたり然るに黨員の大半は江西事件發生後天津若しくは上海に避難せる現狀として直に會議決定するに至らざりしに袁世凱は更に重ねて左の教令を發して三日間に同黨の態度を決すべく然らざれば内亂助成機關と看做し假借せざるべしと威壓的手段に出でたり

(民國二年七月三十一日教令)

政黨の行動は首として法律を重んず近來江西、湖北、上海、南京等の兇徒亂を構へ其逆首たる黃興、陳其美、李烈鈞、陳炯明、柏文蔚等は皆國民黨の重要人物にて其他の逆徒者も亦多く國民黨員なり究竟該黨は通謀するものなるや將た僅に黃興、李烈鈞等の私人行動なるや態度明ならずして人言藉

々たり今戒嚴時代に當る警備地域總司令をして該黨幹部人員を傳詢せしめ若し果して逆謀に預らずば三日内に自ら是を宣布し並に該黨に隸する叛黨を一律除名すべく政府は當然常の如く保護すべきも若し聲言亂を助け或は詞を藉りて搪塞せば是政黨の名義を以て内亂機關を爲すものにして法律の許さざる所決して該黨の爲めに假借せず

國民黨は止むを得ず殘留黨員幹部會を開き疑議の結果警備司令部に對し左の回答を爲したり

江西南京等の事變は全く個人の行動にして本黨に何等關係なし故に其旨宣言せり尙本黨理事若しくは參議たる黃興、陳其美、李烈鈞、陳炯明、柏文蔚の五名に對しては大會を開きて公決すべき筈な

るも時日なき爲め取敢へず幹部會に於て教令通り除名したり此旨報告す

第七節 南方新政府の豫想

常時南軍には疾くも新政府設立の計畫あり其内閣の顔觸左の如し

- |      |     |
|------|-----|
| 國務總理 | 汪兆銘 |
| 內務總長 | 程德全 |
| 外務總長 | 王寵惠 |
| 交通總長 | 溫宗堯 |
| 陸軍總長 | 李烈鈞 |

海軍總長	湯壽潛	或は毛仲芳
農林總長	王正廷	
教育總長	蔡元培	
財政總長	陳錦濤	
司法總長	張耀曾	
參謀總長	李烈鈞	
參謀次長	鈕永建	
警視總監	陳其美	
參議院議長	張繼	
衆議院議長	谷鍾秀	
日本公使	胡漢瑛	
露國公使	胡漢瑛	
英國公使	未定	
米國公使	伍廷芳	
佛國公使	魏宸組	
獨逸公使	馬君武	

然るに一時衝天の勢を以て組織せられたる南方諸省の討袁軍も僅か三個月ならざるに全然失敗に歸し首領連多く亡命するに至れり袁軍が斯く優勢にして南軍遂に失敗に至りたるは全く左の理由に由る

- 北軍の優勢なりし點
- 一、五國借款成立に依て是を軍費に流用するを得たる事
  - 二、訓練あり且つ統一したる軍隊を有したる事
  - 三、統一したる行政機關を有したる事
  - 四、鐵道、電信、汽船其他交通及び輸送の機關を有したる事
  - 五、軍費豊富なりしを以て平常よりも將士に多額の給料及手當を與へ得たる事
  - 六、動員に際し又は戰場に臨むに當り將士等の榮譽とし希望する勳位勳章を與へたるを得たる事
  - 七、支那人一般が平和を好む性質より南北を通じて動亂を恐怖嫌忌したる事
  - 八、袁世凱は外交に巧にして且つ列國に多少信用ありし爲め種々の便宜を得たる事
  - 九、軍器及軍需品を外國より容易に供給せらるゝの利便を得たる事
  - 十、南軍の不振なりし點
  - 十一、軍費に缺乏したるのみならず一般支那人は勿論軍人等も南軍發行の軍票を授受することを欲せず十元の軍票よりも一元の銀貨を好みたる事

- 二、統一的中心人物を有せず又省と省との間に完全なる聯絡を缺きたる事
- 三、南軍に加擔して若し戦争敗北せんが省嚴刑に處せられんことを恐れたるを以て南方各省軍は隊二心を抱き躊躇して容易に立たず爲めに時機を失したる事
- 四、前項三、四、五、八及九に列擧したる如き機關及び條件を欠除したる事

第八節 第二次革命後の險象

第二次革命は遂に其目的を達する能はずして歴伏せられ大局は鎮定に歸じたり然れ共此鎮定たる單に一時的のものにして換言すれば五國團の借款ありたる爲め金力にて緩に腐ち得たるなり隨て其後には尙左の危險を有せり

- 一、北方は全く袁世凱を中心とするを以て袁の生命及び勢力維持の如何は治亂の岐るゝ所なり
- 二、南方は主義目的に依つて集合したる團體なるを以て二三有力者を失ふも其主義目的を抛棄せず將來種々の形式に於て現はるべし
- 三、北方の袁世凱系及接近者は道義の觀念に乏しきに反し南方人士は正義派として漸次内外人の同情を得るに至るべし
- 四、支那の新聞雜誌著作物に益袁世凱反對の言論を見るに至るべし
- 五、此次の革命に失敗したる志士は各國に亡命して益革命思想を鼓吹すべし

六、人心險惡に陥り漸次反亂を好むに傾くと共に功名心の熾なるものに毎に革命を企圖し冒險性増大すべし

七、袁世凱の内治外交にして失敗せんか直に革命黨に益攻撃の絶好機會を與ふべし

第九節 進歩黨及國民黨の衰滅

袁世凱を援け議會に於て或は新聞雜誌に因りて國民黨と抗争戦闘したるものは進歩黨なり兵力を動かして戦争に訴へて討平鎮壓したる者は袁世凱なり即ち袁世凱は進歩黨の擁護を得て國民黨に當り進歩黨は袁世凱の使喚を受けて國民黨を排し所謂敵を同ふする者意氣相合し兩々相補助して以て最終の勝利を得此に創設に對し一致の行動を取るべく抑したるものの如きも國民黨が武力的打撃に由りて其首領連を失ひ餘黨の勢力も亦大に振はざるに至りたるや袁世凱と進歩黨との間に於ける兩々補助の態度は甚だ冷々淡々たるのみならず進歩黨は袁世凱より所謂狡兔死して走狗煮られ飛鳥落ちて良弓藏められんとするの取扱を受くるに至れり

國民黨は同黨に密接なる關係を有せる首領連が南方に事を擧ぐるに其に多數の同黨議員南下したる爲め當時在京する者は僅に二百名前後に過ぎざりしが政府の同黨に對する態度は恰も黨員全部を以て南軍加擔者の如く思惟し種々の壓迫を加ふる爲め在京議員にして脱黨して他黨に轉入する者尠からざる

に至り結局同黨は如何なる方針を取るべきかは世人一般の注意する所なりしが在京同黨所屬兩院議員等百數十名は民國二年八月七日同黨本部に會合議決の結果政黨として同黨が今回の事件に關係なきは過般宣言したる如くなれば敢て組織を變更する必要を認めず依然現狀を維持し正々堂々法律の範圍内に於て行動するに決定し追つて戰爭平定の後大會を開き理事を改選する事とせり

第十節 小黨の離合

一時二大政黨對立の觀を呈したる政界も政府の國民黨分裂策動を奏し種々の小政黨出頭するに至り又湖北選出の舊共和黨議員の進歩黨より分離するあり憲政公會の發生するあり議會の形勢は是等小黨の向背離合に由つて左右せられつゝ有るが此次南北衝突は國民黨に打撃を與へ同黨は僅に消極なる現狀維持に屏息せざるを得ず尙黨員中には政府壓迫を恐れて他黨に轉籍する者あり其影響少からざるは同黨の易宗慶、趙炳麟、桓鈞及楊永泰等は寧此際進歩黨の如く純然たる政府擁護にも非ず又國民黨の如く政府に反對にも非ずして共和を鞏固にし政府を監督する目的を以て左の諸小黨を合併せんとした

一、相友會、前農工商總長劉揆一の組織したるものにて國民進歩黨の議員を羅致し成立以來僅に二個月なるも議員中に一面角を顯し陳毅辰等之主持せり遂に劉揆一が工商部借款問題にて輿論の攻撃を受け會務に影響する所尠からず其しを以て會務一切を擧げて楊度に委じ楊の左右する

二、所爲り北が揚は大に合同に賛成せり遂に各省の同黨議員の加入する者も亦少からず朱兆華、周廷勵等之を左右す

三、大同會黨、素と西北實業協會と稱せしものにして既に成立後一年餘なるも一向活動せず朱得、李漢丞等是と主持す

四、潛社、華同徒類、黃霄九等が組織し國會成立後間もなく成立せしものなり土國內の議員を六五、憲政公會、蒙古王公及び許世英、恩華、張國溶等の組織したるものにて蒙藏選出議員等を網羅す

五、超然社、國會開會後夏同解、郭人章、李揖、及び黃懋等の組織せるものにて所屬兩院議員數十名を有す

六、政學社、徐瑞璣等の組織せるものなり

然れども該小黨中には純然たる官僚分子存在し居るを以て遂に其合同を見る能はざりき

袁世凱の橫暴威力は既に各政黨を畏伏せたるを以て漸く其包藏せる野心を露出し來り先づ憲法を制定する以前に正式大統領の地位に就き其地位に確固とならざる後徐に時勢の趨向を止し帝制可なり

は帝制を取り憲法は欽定に由りて施行し共和可なれば大總統の権限は皇帝と同一にして憲法の拘束を受けざらん事を企圖するに至れり茲に於て梁士詒は其懸眼能く袁世凱が帝冠を戴かんとする野心あるを看破し直に大總統の選舉及び憲法制定の二問題に對し大に忠勤を効さんとし竊に潛社を通じて集益社、和友會、趙然社、憲政公會、政德會の各小政團を操縦するの策を取りたり而して此操縦策は首尾克く効を奏し總統先選憲法後定も澁滞なく進行し遂に憲法の一部即ち總統、副總統の選舉法のみを制定し先づ是に由りて總統を選舉し袁世凱は臨時總統より選ばれて正式總統に當選したり

今其大總統選舉に關する憲法の四節及大總統選舉の情況を示せば左の如じ

大總統選舉法（民國二年十月四日憲法會議通過五日公布）

第一條 中華民國人民にして完全な公權を享有し年齡四十歲以上にして滿十年以上國內に居住する者は大總統に選舉せらるることを得

第二條 大總統は國會議員に於て總統選舉會を組織し之を選舉す

前項の選舉は選舉人總數三分の二以上の列席を以て無記名投票を以て之を行ひ得票が投票人數の四分の三に滿つる者を以て當選す但し三四投票するも當選人なきときは第三回の得票の比較的多者に就て決選し得票が投票人數の半に過ぐる者を以て當選す

第三條 大總統の任期は五年とし若し再選さるれば一回連任するを得

大總統の任滿する三個月前に國會議員は自ら集會を行ひ總統選舉會を組織して次任大總統の選舉を行ふ

第四條 大總統就職するときは須く左記の宣誓を爲すべし

余は誓つて至誠を以て憲法を遵守し大總統の職を行ふ謹んで誓ふ

第五條 大總統缺位するときは副總統を繼任し本任大總統の任期滿つるの日に至て止む

大總統事故ありて職務を執行すること能はざるときは副總統を以て之を代理す

副總統同時に缺位するときは國務院に於て其職を攝行し同時に國會議員は三個月内に自ら集會を行ひ總統選舉會を組織して次任大總統の選舉を行ふ

第六條 大總統已に任滿つるの日解職するも若し期に至り次任大總統未だ選出せられざるか或は選出後未だ就職せず次任副總統亦未だ代理する能はざるときは國務院に於て其職務を攝行す

第七條 副總統の選舉は大總統選舉の規定に依り大總統の選舉と同時に之を行ふ但し副總統缺位するときは是を補選す

附則 大總統の職權は憲法の未だ制定せられざる以前に在りては暫く臨時約法の臨時大總統に關する規定に依る



斯くの如く憲法の一部を制定し直に十月六日正式總統の選舉を行ひたるに其の結果初選、再選等しく法定数の投票を得る能はず決選投票に由り漸く袁世凱の當選を見翌日又副總統を選舉也黎元洪當選せり而して袁世凱の當選に就ては梁士詒の操縦する六政團與て大に力ありたり

總統の選舉終るや此六政團は尙袁世凱に忠勤を致さんが爲め合併することとなり黨名を大中黨と稱し國家主義を採り政治を立憲の軌道に導き共和を鞏固にし統一を保持するを政綱として標榜せり其臨時職員は左の如し

文書總長 顧維鈞 財政總長 張樹森  
陸軍總長 段祺瑞 林 鍾武 張樹森 楊 增新 炳燾 辛 炳 漢 梁 士詒 梁 士詒  
六黨約起草 江 天 錚 張 樹 森 張 樹 森 朱 兆 華 等

袁世凱の政黨壓迫愈激烈と成るに隨ひ國民黨中の穩健分子と進歩黨中の民権分子とは漸く接近し來り遂に兩分子は一つの民憲黨なるものを組織せり黨中重要人物は國民黨の谷鍾秀、孫潤子、沈鈞儒、張治祥、曹王德、鍾才宏、張耀會、湯漪、楊永泰、進歩黨の劉崇佑、汪彭年、解樹強、李國珍、丁世輝、藍公武等にして民主精神を貫徹し立憲政治を勵行するを以て趣旨とせり

袁世凱は江西事件に由りて國民黨に大打撃を與へ己れ既に正式總統を成りたるに由りて資格の鞏固を加へ茲に勃々包藏せる野心を發露し來り先づ總統選舉法の公布權に對し憲法會議に反對を唱へ次に臨時約法の修正增加五個條を議會に提出し次いで憲法草案の起草發表せらるゝや憲法制定に干渉して自己の欲する如き憲法を制定せしめんが爲め左の意味の通牒を議會に送り挑戰の端を啓けり

大總統の職に居り將來民國議會の擬する憲法を執行する責任を有す隨て苟も執行困難及び國家の興衰に治亂に影響するものは勢ひ二言せざる可らず云々

袁世凱は憲法起草委員會が憲法の大綱を擬定し將に條項の編成を爲さんとするに當り突然左の如き通牒を送り破壊的妨害を試みたり

大總統の職に居り將來民國議會の擬する憲法を執行する責任を負ふ以上苟も見て執行困難とし及び國家の治亂興亡に影響を及ぼす所あらば勢ひ二言なき能はず況や共和成立し本大總統幸に其間に周旋する事を得今や國民の推舉を受けて此重任を負ふ民國根本組織の憲法大典に對し若し知る所ありて一言はず或は言て盡さざるは殊に民國に忠なるの素志に非ざるは於てを、茲に本總統は至誠を以て民

憲法に對し陳述するからんとし特に國務院に命じて委員施恩、顧鼐、饒孟任、黎淵、方履、程機、源、孔昭晋、金榮昌を派遣し本總統の意見を代表せしむ爾後貴會或は憲法起草委員會或は憲法審議會を開くときは豫め國務院に通知して該委員等の出席陳述に便せられたし、本大總統は、この期間に國務院の憲法起草委員會は此通牒に接するを直に左の通りの意味の書面を送りて之を拒絕せり、  
憲法會議の性質は兩院と異り大總統は憲法會議に議案を提出するの權なければ當然委員を出席せしめ説明せしめらるゝ必要なし云々、  
然るに袁世凱は當時開會せる憲法起草會に本人の該委員を派遣し該委員は突然政府委員と稱して同會々場に至り出席説明の任に當らんことを申込みたり  
起草委員は政府委員が本委員會に出席するは法律上何等の根據なく且つ憲法起草規則に據れば兩院議員以外の人員の出席する能はざるのみならず傍聴も禁ぜらるる所なり隨て其入場を許さずとて是を拒絕し政府委員等は強いて入場したるを以て守衛に命じ引出さしめたり  
袁世凱は憲法起草干與策が斯の如く失敗に歸したるを以て更に其方法を替へ從來問題ある毎に慣用せる各省都督及び民政長を動かし憲法會議に向ひ、大警告を爲さしむる策を執り各省都督に左の電報を發したり、  
今回起稱せる憲法草案は行政部に對する束縛甚し、即ち第十二條に總理の任命は衆議院の同意を経

べしと言ひ第四十三條に衆議院は國務院に對し不信任の決議を爲すことを得と言ひ第八十三條には不信任の決議を受けたる者は須らく其職を免すべしと言ふ此規定あれば議員は任意不信任の投票を執り隨時行政權を推倒することを得て國會の專制と成らん今約法を按ずるに別に平政院を設け行政訴訟をして亦平政院に隸せしむるは行政官に行政處分の權なく法院は行政の掣肘を爲す國會委員會は少數を以て專制す而して閉會期間内の總理を任命するも緊急命令及財政緊急處分を發布するとは類らく此委員會に隸せずとは最も立法を侮蔑す審計院は院より選任又は事前に監督する法を用ひ政府をして運用の餘地なからしむ斯の如く重々束縛を行ふは行政文武官吏をして皆立法部議員の下に隸屬せしむるものにて是れ無政府と同じ大總統本と憲法に與聞する先例あり特派員を國會に赴かしめ、前中外法家を集合して公同討論すべし各該文武官吏は共に國民の分子にして且つ各治安を保衛するの任務あれば詳細研究の上電報到着後五日内に返電し各其議論を述べ以て採擇に便せよ云々袁世凱が此電報を發するや直隸都督馮國璋先づ袁の意に迎合して左の返電を爲し來れり、  
憲法起草委員會の議せる草案の種々背謬なるは枚舉に遑あらず今同會の議せる草案の行政權に對する一方面を見るに審判制奪せらるるなく甚しきに至つては國會閉會後國務院を國會委員十數名にて否決するを得べきが如き是れ行政官の二事一動を概して少數人の手に操縱するもの議會專制此に至りて極まり尚政務の進行を言ひ得べきか今三權分立を圖らば政府を束縛するを先務と爲し行政權

をして立法權司法權の下に奴隸ならしめんとす故に一般輿論皆曰く起草委員會は乃ち是れ國民黨連の主持する所にして其破壊行為は南方に志を得ざるより憲法に毒を肆にせんとするなりと余の考に於ては此次の憲法草案(行政權の各條に對しては竭力研究して改修を加へ政府をして克く力を盡さむるを良とす若し破壊主張者が已れの意見を固持して肯せずは是れ區々たる數十名の起草委員を以て國家の公意に反する者なり公意に反する者は蠹賊なり大總統は南北既に統一し列國既に承認したる今日縱ひ曲げて蠹賊を容さんも四億の人民の爲に計り國家の前途の爲めに計れば勢ひ必ず起草委員の故を以て激動し舉國紛争し或は意外の變生して憲法をして永く告成するの目なからしめ國家は遂に傾覆するの虞有らん云々

其他各省都督の返電亦大略皆此電報と大同小異にして袁の意を迎合するに非ざるはなかりき

袁世凱は砲造憲法上自己の權力を大ならしめんとし場合に由りては非常手段にも出で兼まじき注意を爲し居り御用黨の結束に着手すると同時に慣用得意の手段なる議員買収を始めたり當時各政黨の態度を見るに大中黨、公民黨、政友會の如きは勿論其他進歩黨の過半及び國民黨の一部は忠勤を擲でんと各提携を企て幹部連は頻に奔走運動に従事せり

是に對し民憲黨、國民黨の大部分、進歩黨の一部は成るべく民主黨的法を制定せんことを力め相一致して如上の連合黨に當れり然れども買収月々に盛なる爲め日頃強硬説を唱へ居たる者にして漸次態度

曖昧となる者あり幹部連が是を防止するに努むるも奈何せん金力と權力の迫る所は到底敵し能はざるを以て此際總統選舉のときの如く各自の自由に委する方を専ら得策と爲し遂に一切放任せり

第十四節 國民黨本部の封鎖

袁世凱は機關新聞及び軍警界をして行政權を立法權又司法權の下に奴隸ならしめんとする憲法案を起草したるは畢竟國民黨議員等の跋扈する結果なりと呼號せしめ而して各省都督等の返電も亦皆袁の意を迎合して雷同するや袁は機熟せりと爲し十一月四日午後四時軍警三百餘名を新儀門大街なる國民黨本部に派遣し適同部に在りたる同黨首領なる吳景濂王正廷等數名を監視せしめたる上家宅搜索を行ひ荷馬車數輛に滿載する多數の書類を押收し同本部を封鎖せしむると共に國民黨の罪狀を宣布し特に全國に對し(一)國民黨本部の閉鎖及び同黨所屬國會議員の資格を剝奪し其補充を行ふべきこと(二)各省地方長官及知事に對し私心を以て國民黨員に報復す可らざることを二命令を發したり此結果四日より五日にかけて三百六十五名の國會議員が資格を剝奪せられ又四日國民黨本部より書類を押收調査したる結果併て同黨に籍を置きたることを判明したる參議院議員二十二名、衆議院議員七十二名合計九十三名は七日に至り更に其の資格を剝奪せられたり是に於て前後四百五十八名は一片の命令を以て資格を剝奪せられ國會は事實上解散と同一に歸せり

參議院議長王家襄衆議院議長湯化龍は議會維持に關し袁世凱に協議する所ありしも要領を得ざるを以

て殘留議員を招集して結局政府は國議を維持する意思なければ最早開會する望なきが如しと報告し但し法律上未だ解散せざるものなれば今後亦平常の如く議事日程を配付すべきや如何と誤りしに自由解散を主張する者ありしも牟琳、王乃昌、蕭晉榮等は政府が國民黨議員の資格を剝奪したるは國會を解散するの意なるや明にして只其名に由らすして其實を取りたるのみなれば今若し自由に解散せば其實議員に歸し政府過失なきに至らんされは何を以て國民に對せん寧ろ一時休會すると共に一面國會の開會する能はざる理由を全國に電告して一般人民をして議會の今日に至りたるは議員の罪に非ざる事を知らしむべしと主張し黃雲鵬は更に一步を進めて曰く議會が今日活動する能はざるは只機關が停止したるのみにて議員に異状なし議員は約法に據り質問提出権を有するを以て一面其事情を全國に電告すると同時に一面全部運署にて政府に質問書を提出せんと主張し御用黨の陸宗輿は曰く政府の今回の行動は文字にて能く解決し得る所に非ず前年武漢の起義は人民の爲めに政府の命を革めたるものにして今日政府が議員の資格を取消したるは即ち政府の爲めに人民の命を革めたるものなり既に革命問題なれば政府に質問書を提出するも政府は顧みざるべし故に質問書提出の如きは見合して只休會すれば可ならんと擲論せり參議院議員丁世暉奮然起つて曰く陸議員が此舉を以て政府の爲めの革命と爲したるは確論にして亦休會の主張も道理あるが如きも惟だ議會は革命の機關に非ず又政府と武力的對峙を爲す能はず休會と云ふも現在人數不足の爲め議決する能はず且一旦議決せば此次休會の後千秋萬世を

五〇

經るも亦長く法律上開會するの日子を恐る余の所見を以てすれば只一同辭職するのみ但し其時機は必ず質問の結果を待つべし質問書も亦効力ありや否やを望むに非ず四日の命令發布後國會は未だ是に對する意思を表示せざれば一般國民是を知らずして政府の行動を以て合法と誤解するやも計り難し吾人は此質問書を藉り命令に對し相當の辯論を爲し決して一人の手を以て天下の耳目を掩はざらしむるに過ぎず若し政府が回答せざれば是れ理に屈したるものと謂ふべし假令回答するも若し其當を得ざれば國民に自ら公論あるべし吾人此時に於て辭職するは最も適當の時機に非ずやと主張したり茲に於て衆論は議員にして若し果して内亂行爲あらば約法に依て逮捕して可なり政府は如何なる法律に依據し命令を以て議員の資格を取消したるやとの意味の質問書を提出せり然れども政府は是に對し何等の回答をも與へざりき

第十五節 憲法起草委員會解散及進步黨の最後

民國二年十一月四日突然國會議員中國國民黨に關係ある者の資格剝奪命令を發したるが爲め憲法起草委員會の委員六十名中にも該命令にて資格を取消されたる者二十八名あり殘る三十二名にては會議を催す能ざるに至れり當時憲法案は既に議了せられて憲法會議に送附済なりしも其理由書の起草未了なりしが殘留委員の議員會を開きたるも殘務整理委員に理事李國珍を擧げ書記二名を残したるのみにて自

五一

ら解散を決議し是を通知せり

進歩黨は十一月三十日議員會を開き國會維持に關し強硬なる態度に出で尙同黨所屬の國務員を訪問して其意向を質したるか十二月六日に至り再び議員會を開き梁啓超汪大燮及び張謇の三國務員は出席し梁啓超は席上從來自己の意見として世上に流布せらるゝ點に誤報ありとて國會に對する意見を發表したり這は梁一個の意見に非ずして進歩黨所屬國務員は勿論國務員全體の意見と思惟せらるゝ節あり即ち左の如し

五三

國會問題の發生以來屢々來場して應酬せんと欲したりしも他務の爲め遺憾ながら今日迄延したるが此次の國會問題に對し大總統は初めより國會を打消さんなどの意思なく國會を維持するを熱望し居り國務院は殊に國會維持を主張しつゝあり大總統が今回の手段に出でたるは嚴格なる法律より見れば固より違法なり然れども湖口の起事後著名の亂黨員にして國會に藉を置ける者多かりしに兩院は亂黨に通じたる議員の資格を取消すの提議を爲したることもなく國會の威嚴を損するを免れざるに由り袁總統は亂黨に對しては既に法に依り懲治したるも議院が亂黨員を削除するを肯せざるを以て袁總統は國會の尊嚴を維持する爲め故らに此舉に出でたる次第にして政治方面より見れば實に諒すべき所あり殊に今回は決して議員を除名せるに非ずして只議員證書を取戻したるだけなり議員證書は選舉監督より受るものにて選舉監督は乃ち行政官なれば證書を取戻すことも仍ほ行政上の作用

と視るを得べし政府の爲めに辯せざれば已むも若し政府の爲めに辯すれば固より振々として辭有るなり去月四日命令の發せられたる後余は國務院に於て最も多く發言し且つ最も激切なりしに外間多く是を知らず甚しきに至りては余が五年間國會を要せずと主張したりとか或は國會解散を主張したりとか新聞に報ずるに至れり尤も該起事が盡く不確實なりと稱するに非ざるも只だ余の談片を取らんとして其眞意を失したるなり當初余の主張は若し總統及び國務院が五年間能く責任を負ひ得て國會を不用とする氣力あらば一時國會を停止するとも解散するとも可なる可きも若し如上の決心なくんば速に維持法を講ずべく國會をして不死不生ならしむるは即ち余の敢て賛成する所に非ずと云ふに在りしなり袁總統は會で國民黨を以て議院中少數を占むと爲し一部分の議員を取消さしむるとも必ず國會不能に至らざるべしと思惟し居りしに命令を下したる後豊料らんや遂に國會をして支持する能はざるに至らしめたり是實に袁總統の意想外なりしなり今日國會を維持せんとする先決問題は即ち去月四日の命令を承認し仍ほ解決方法も命令の範圍外に出でざるを要するに在り只如何に進行すべきかに關しては諸君の討議を望む

是に由りて觀れば國會が此境遇に陥りたるは袁總統の豫定か遠算かは暫く措き兎に角梁啓超は袁の走狗と成りて國民黨を倒し其國民黨の大打撃を受けたる爲め進歩黨も死灰孤悲の地位に陥りたるを懺悔するものにて己の罪を袁に負はせて黨員に對する自己の言辭を爲し尙黨員をして袁の非法命令を承認

五三

して其下に哀を乞はしめんとするに在り如何に軟骨被買收者多き進歩黨と雖是に盲従する能はず兎に角理事長黎元洪の訓示を仰ぐこととせり

袁世凱は國民黨を驅逐し國會を摧殘したる後黎元洪の進歩黨理事長たり共和黨に推戴せらるるを好まず軍人にして政黨に關係するは禁令なりとて強て脱黨せしめたれば黎元洪は止むを得ず脱黨を宣言し進歩黨に何等の援助を與ふるを得ざるを聲明せり進歩黨は國會維持の説を固執し種々運動する所ありたるも政府は單に莊嚴神聖の國會を破壊せずと稱するのみにて何等維持の方法を講せざるのみならず曖昧なる政治會議なるものを組織して國會の處分約法の修正を講せしめ或は憲法會議を組織せんとする爲め國會固有の権限を剝奪し盡さんとし國會維持全く絶望に歸したるに由り二年十二月二十五日悲惨なる留別會を開き來會議員三百餘名皆萬斛の恨を含み悲憤の演説を爲して散會し翌三年一月五日更に殘留國會議員最後の會議を開き國會に對する懺悔として左の二項を議決せり

一、本年は必ず國會を召集すべきこと

二、憲法は必ず民選機關にて制定すること

國民黨を倒さん爲め袁の走狗と成りて狂吠せし進歩黨も僅に半年を経ざる内に狡兎死して走狗烹らるる境遇と成り最後の悲鳴として前二項を議決し茲に全く雲散霧消せり而して同月十二日袁世凱は政治會議の上中に因り國會を斷然解散せり茲に至りて共和民國は純然たる袁專制と成り過去の政黨は到る

所の空屋軒頭に其黨名の看板を存せるのみ

第十六節 政治會議の組織

袁世凱は國會を不死不生の境遇に陥るゝと共に直に中央行政會議なる名稱の下に中央及び各省の代表者を召集し之に依りて一時彌縫せんとしたりしが該會議は其名稱の範圍を越へ立法權に迄立入らんとするの形勢ありしかは國會議員及一部政治家間に反對の聲囂々として起り流石の袁世凱も持て除し氣味なりしに十一月二十六日に至り政治會議を特設する左の如き命令を出したり

共和の精義は衆思を集め忠益を廣くし國利民福を謀り實事求是を期するに在り現在正式政府既に成立し本總統は國務院を督同し業に大政方針を次第に議決せり但だ建設の始め萬端理を待ち根本大計に關しては討論尤も精詳を貴ぶが故に前に電報にて各省に命じ人を擧げて上京せしめ特に政治會議を開きて内外の隔關を去り共に時艱を濟ふを得せしむるを以てせり現に各省派遣の人員不日齊集するに由り國務總理より二名を擧派し各部總長は毎部一人を擧派し法官二人蒙藏事務局は酌量の上數人を擧派すべし本總統は李經羲、梁敦彥、樊增祥、蔡錫、寶熙、馬良、楊度、趙惟熙を特派し合せて政治會議の機關を組織し務めて各々知る所を竭し共和政治を襄け邦基を盤石に奠め以て全國囑々待治の心を慰せんこと本總統の望む所なり

政治會議の性質は只袁世凱が專制獨裁にして各方面の集議に由りて政治を進行すると云ふ世間に對す

る官籍に過ぎず隨て其範圍甚不明瞭なり  
其委員の顔振左の如し

總統府特派八名 李經羲 梁敦彥 樊增祥 蔡 錫 寶 熙

國務總理舉派二名 方 樞 吳貫因

外交部舉派一名 陳懋鼎

內務部舉派一名 顧 鼐

財政部舉派一名 吳乃琛

陸軍部舉派一名 徐樹錚

海軍部舉派一名 王崇文

司法部舉派一名 余紹宋

教育部舉派一名 許壽裳

工商部舉派一名 夏敬觀

農林部舉派一名 劉 勳

交通部舉派一名 陸夢熊

法 官二名 汪義芝 姚 震

蒙藏事務局舉派七名

內 蒙 貢桑諾爾布 阿穆爾靈圭

外 蒙 那彥圖 塔旺布魯克

前 藏 江贊桑布

後 藏 廈仲阿旺益喜

青 海 札勒根頓丹增諾爾布

直 隸 梁建章 劉彭壽

湖 北 劉邦驥 夏壽康

奉 天 陳瀛海 張國淦

吉 林 徐鼎康 齊忠甲

山 東 王丕熙 艾慶鏞

山 西 邢殿元 李慶芳

陝 西 王恒晉 白常潔

甘 肅 秦望蘭 范振緒

江蘇	張一鵬	許鼎霖
浙江	孫世偉	朱文勗
黑龍江	張志潭	蔡運升
江西	梅光遠	夏孫桐
福建	方兆焘	李景銘
湖南	貝允所	任福黎
河南	沈銘昌	王印川
廣東	周易	蔣乃錯
廣西	朱爲潮	汪德溥
四川	胡忠亮	鄧溶
安徽	孫毓筠	江紹杰
雲南	朱家寶	周傳性
貴州	王學	黎增潤
新疆	王學	楊增炳
川邊	嚴崇徑	駱成驪

此政治會議は開會第一に國會の改組を請願し袁世凱は是を藉つて國會殘留議員に職務停止布告を發し次で又袁世凱が約法増修に關する造法機關の組織方法等に就き諮詢する所ありたるに對し約法會議を組織するの可なるを議決覆申し以て約法改組の端を啓けり

第十七節 約法會議の組織

民國三年一月二十六日袁世凱は約法會議組織條例二十二箇條及約法會議議員選舉順序施行細則等を公布すると共に左の如き約法會議組織の命令を下せり

造法機關は民國々家の根本法を改造する爲めに設け其職權範圍及び其組織方法は均しく重要に關する前に一再政治會議に諮詢し決議申覆せしむ茲に該會議の上中に據れば此種の造法機關は既に約法増修案及約法に附屬する重要な法案を議決するを以て其職權となすものなれば約法會議と稱すべく此項の約法會議を組織する議員に就ては選舉方法を酌用し其選舉區劃は都會集中主義を取り選舉資格は人材標準主義を取らば既に吾國が賢能を撰ぶの遺意に符し復た各國の制限選舉の良規に合す云云と査するに臨時約法は南京臨時參議院に成り其時該院議員は十四省より原と派遣せる代表を改組せる所に係り約法制定後統一政府成立するに及びては約法に稱する所の參議院は既に最初組織せる參議院とは同じからず然も該院を組織せる議員も亦僅に約法に定むる所の選派方法に按照して處理せる者に係れば均しく鄭重を昭かにするに足らず今回政治會議の議決せる約法會議組織條例及び議





蒙藏青海 那彥圖 齊默特散皮勒 阿旺根敦 棍布扎布 噶拉培  
 江曲達結 許世英 錢能訓  
 馮麟霽 向端琨 李湛陽 張振勳  
 全國商會

約法會議は舊約法を袁世凱の希望する如く増修改訂し五月一日公布せられたり而して該約法中には參政院組織の規定あり

第十八節 參政院の組織

民國三年六月二十日參政院開院式舉行せられたり正副院長は總統の任命する所にして其餘の參政約七十名も殆ど指定にて全く自家藥籠中の者のみを集めたり

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 參政院院長 | 黎元洪                 |
| 同副院長  | 汪大燮                 |
| 參政    | 汪大燮 馮麟霽             |
|       | 胡鈞 徐紹楨 楊守敬 汪大燮 馮麟霽  |
|       | 孫多森 姚錫光 蔣尊簋 劉若曾 汪有齡 |
|       | 王世澂 李盛鐸 程樹德 梁士詒 陳漢弟 |
|       | 趙爾巽 梁啓超 王家襄 李經羲 熊希齡 |

- |     |       |        |      |     |
|-----|-------|--------|------|-----|
| 呂海寰 | 孫毓筠   | 趙惟熙    | 賈熙   | 陳國祥 |
| 鄧錡  | 朱文劭   | 王印川    | 饒漢祥  | 那彥圖 |
| 李國杰 | 李士偉   | 聯芳     | 黎澗   | 王揖唐 |
| 王樹枏 | 蔭昌    | 王闓運    | 嚴復   | 馬良  |
| 施恩  | 李湛陽   | 馬其昶    | 蔡鈞   | 宋煒臣 |
| 袁樹勛 | 阿穆爾靈奎 | 塔旺佈理甲抗 | 其他未定 |     |

袁世凱は此參政院を以て恰も日本の樞密院の如き機關とする目的にて約法會議にては尙立法院組織法案を議定せしむる筈なりしも既に内閣制を改めて總統制と爲し全然獨裁の權を握りたるを以て立法院を組織する如きは希望せざる所なりしが故に六月二十九日命令を以て參政院は立法院の代行を爲す事を公布せり

約法第六十七條立法院未成立以前は參政院其職權を代行すとあるに基き現在參政院は開院せるに及び尙約法所定の立法院未成立に付き茲に其職權を參政院に於て代行を命ず  
 斯くて政治會議は國會を解散せしめ約法會議を組織せしめ内閣制を總統制に改むるの議決を爲し又約法會議は約法の總統を檢束せる條項を改訂し總統の權力を増大する條項を加へて總統万能たらしめ參政院は更に一步を進め共和政體を改めて帝制となし遂に袁世凱に勅進表を奉じて帝位に即かん事を請

願し袁世凱をして外に對しては民國總統内に對しては洪憲皇帝なる珍劇を演せしむるに至れり。

六四

#### 第十九節 第三次革命

民國四年十二月十九日蔡鈞、唐繼堯等帝制反對共和維持の義旗を雲南に擧げて以來五年六月六日袁世凱が死亡する迄約六個月間は帝制反對派も袁反對派も共に其行動を一にして袁政府に當りしが袁の死後黎元洪總統となりて舊約法を復活し舊國會を招集するに及び初め敵を同ふせしときは聯絡行動を取りし者も敵亡びたる曉は各自の權利競争の爲め又々黨同伐異を爲すに至れり

第三次革命の起義中心人物は蔡鈞、唐繼堯、李烈鈞なりしが蔡、唐は進歩黨に屬し李烈鈞は國民黨なり上海にて帝制に反對し極力革命に援助を與へたる者は唐紹儀、孫洪伊、谷鍾秀、殷汝驤等なり其所屬を問へば唐紹儀は國民黨にして孫洪伊は進歩黨に屬し谷鍾秀、殷汝驤は舊共和統一黨にて後國民黨に合せし者なり天津にて帝制反對を唱へ袁をして脚下に鳥の立つ思ひあらしめたるは梁啓超、湯化龍なり同じく進歩黨に籍を置くも梁は共和黨にして湯は民主黨なり斯の如く極めて複雑なる聯合にして僅に帝制反對若しくは袁世凱反對と云ふ一點に於て相一致し居たるも其他に在りては個々別々なり袁の死後は是等反對者は直に自己の勢力擧取に熱中し過去の共同一致は忽ち反目競争の情に移れり抑も第一次革命は中途妥協に終り革命の目的を貫徹したるに非ず第二次革命は未だ革命と命名するに及ばずして消滅したるものなり第三次革命に至りては前二回の失敗に懲り稍持積貫徹的態度に出で少

くとも第一次革命に於ける當時の遺留的舊勢力を根絶せんとせしに袁世凱斃れたるを以て中途其目的を失ひ矢は滿を引きたる弓に在るも敵の射るべき無きに至りたるなり

然らば第三次革命は其功を何人に歸すべきか頗る斷定し難き問題にて先づ共同に分配せざる可らず其同の分配は乃ち競争の生ずる所、競争の結果は黨同伐異の由て起る所、黨同伐異は乃ち陰謀陷擠の止むを得ざる所なり斯くの如くして初めは室々たる帝制反對共和維持の大革命が終には革命起義の元勳が帝制走狗の殘孽と相提携し極端なる民主論者が絶對なる帝制論者と相結托するに至れり即ち中央政府が統一力を喪失せる結果第一次革命を勃發し、第一次革命の結果國民の服従心を喪失し、國民の服従心を喪失したる結果第二次革命を誘起し、第二次革命の勃發したる結果國民の破壊心を養成し、國民の破壊心を養成したる結果第三次革命を見るに至り、第三次革命を見たる結果は遂に國家は自ら出で、支配するに非ざれば何人にも委託する能はざる感念を各個人の頭腦に深刻し己の欲する所に非ざれば直に囂々反對し又國家の利害得失を顧みず所謂兄弟鬩牆の境遇に陥り大局より支持を計る者なきに至り表面より見れば干戈銃聲の響くなきも實際に於ては群雄割據し攻伐侵略春秋戰國と異ならざる混亂状態に陥れり

六五

### 第三章 第三次革命後の政黨

#### 第一節 梁啓超の劃策

袁世凱の死するや革命を囂々せし者只狂喜して其後に處する策を講ずる者なし獨り其間に在りて早くも自己の立場を造らん爲め竊に計劃を運らせしは梁啓超なり梁啓超は民國二年袁世凱が國會を解散せし時の命令に署名せる開員なり故に此次帝制に反對したる革命の一元勳たるに拘らず革命を呼號せし者梁啓超を排斥せり梁啓超自ら之を知るを以て必ず革命黨中に一の標榜を有する歸着點を設け其標榜の反面に在りて劃策し漸次に己の勢力を作らざる可らずと爲し遂に岑春煊を擡ぎて肇慶に軍務院を組織し自ら總參謀長兼民政總長と成り南北講和等の事あるに至れば（此時既に段内閣成り講和休戦中なり）己先づ交渉の局に當り以て政府の一大重要地位を占めんことを期せり

然れ共肇慶政府の設立は廣東の龍濟光との交渉豫定の如く進行せざりしを以て甚だ持て餘し居る際袁世凱死せしを以て梁啓超は茲に態度を一變し徒に革命黨と提携せば其功は遂に唐紹儀等に奪はるゝ虞あり寧ろ北方の勢力を把握する段祺瑞と提携し以て民黨と稱する唐紹儀、孫洪伊等の黨派を牽制せんと企圖し是に於て湯化龍に意を授け行動を共にせり

梁啓超は前議會の解散署名者として所屬進歩黨中の人も皆彼を恨み眞の部下は參衆兩院に於て五六十人に過ず故に梁啓超は袁死し黎元洪總統と成りたるとき舊約法を復活し舊國會を召集するには極力反對したり然れども大勢の赴く所如何共爲し難く遂に舊約法も舊國會も共に復活したるを以て己の希望悉く相違し自派及び湯化龍派を合するも其勢力甚だ微々たるを以て茲に不黨主義なるものを提唱し以て他黨の聯合團結するを妨げ竊に段祺瑞との提携を極力運動せり然し無黨主義なる空漠なる拘束が能く何時迄も持續し得べきに非ず議會が憲法を議するに及んで梁啓超、湯化龍の派は第一に黨派を造り是を端緒として各派とも皆夫々同志を集めて政團を作り茲に始めて政黨の選出時代を見るに至れり

#### 第二節 政團の選出

梁啓超、湯化龍派が暗々裏に政黨の準備を爲し梁派は憲法研究会を組織し湯派は憲法討論會を組織す然して兩者の主眼甚だ相近きを以て遂に合併して憲法研究会となり是より各派は續々不黨主義を破つて政黨を組織せり

#### ○憲法研究会

#### 第一章

第二條 本會は憲法及其他重要政務を研究するを以て宗旨とす

第三條 凡そ國會議員にして本會宗旨と相一致し入會を願ふ者は本會員たるを得

第四條 國會議員に非ざる者にして本會と宗旨を同ふし入會を願ふ者は本會會員三人以上の紹介により入會するを得

第四條 本會は毎日曜日一次開會す若し重要問題あるときは臨時開會するを得主席は臨時推舉す  
 第五條 一問題討論終了後は表決に付し以て會内多數の意見を視ふを得  
 第六條 多數表決後は本會議員は憲法會議或は國會に於て一致之を主張す  
 但表決案自己の意思と絶對に相反する者は亦自由主張すべし  
 第七條 本會は會員中より公推する編輯員八人を以て各研究案を擔任整理す  
 第八條 本會員中より交際員若干人を公推し交際事務を擔任す  
 第九條 本會は會員中より幹事十五人を公推し文書會計庶務等を分掌す  
 辦事員の雇用は幹事より之を定む  
 第十條 本會事務所を石駒馬大街に設く  
 第十一條 本會の經費は會員より籌出し臨時出納を報告す  
 第十二條 本章程未だ悉さざる所あれば臨時提議修改す  
 同會の役員左の如し

- 編輯員 藍公武 陳光霖 林長民 陳善 賈庸熙  
 孫光圻 彭運斌 吳日清
- 幹事員

文書科 王家襄 陳銘鑑 曾有翼 陳光譜 陳景烈  
 會計科 梁善濟 周大烈 虞廷愷 郭涵 王錫泉  
 庶務科 凌文淵 劉星楠 胡源滙 張樹森 杜成鎔

一般會員 但し其内にて他黨に跨る者或は實際反對の者もあり今之等を併概擧すれば左の如し

- 張雲閣 張宏銓 胡源滙 陳銘鑑 莫德惠 張雅南  
 范殿棟 王湛塵 郭涵 劉雲屏 陳瀛州 張樹森  
 范樵 張蔭亭 何昌阿 陳善 沈河清 李耀忠  
 蔣鳳梧 陳義 姚文枏 汪秉忠 張烈 王戈  
 李兆年 鄧毓怡 周大烈 常靖璋 金遠 孫光圻  
 林長民 陸太坊 董毓梅 郭廣息 曹瀛 王廣圻  
 王之籛 周祖淵 閻與可 張玉庚 馬蔭榮 杜凱之  
 魏丹書 李元亮 王謝家 熙銜 吳淵 熙凌阿  
 王學聲 鳴拉增 劉丕元 祺誠武 布爾格特 榮厚  
 陳洪道 虞廷愷 杜師業 楊繩祖 楊振州 徐希之  
 趙成息 蕭文彬 婁鴻聲 李膺息 齊忠甲 畢輔廷

陳士魁	謝翊元	董增儒	董繼昌	王家襄	陳國祥
陳允中	劉可均	陳祖基	王蔭棠	鄧沖春	孫乃祥
劉與申	張嗣良	富元	趙連琪	蘓毓芳	程崇信
陳毅	姚守先	祁連元	馬英俊	楊潤身	馬良弼
陳光燾	譚煥文	岳雲韜	王鴻賓	白常潔	李華增
許植材	陳光譜	寧繼恭	劉鴻慶	彭昌福	姚華
孫世杰	恩詠春	陳金鑑	周學源	劉光旭	王卓甫
谷萬堂	賈洞元	張則林	韓增慶	耿北棟	呂泮林
張思綬	張敬之	崔懷瀾	張滋大	劉士三	宋敬植
張其密	劉尙衡	謝書林	唐士行	藍公武	張敬弟
林轅存	高登鯉	黃基	連賢基	王敬芳	胡汝霖
籍忠寅	唐鄉懷	唐瑞銅	金永新	佈霖	齊耀瑄
吳淦	朱繼之	李文治	翁恩裕	葛莊	陳經銘
李增棧	侯効儒	楊廷棟	嚴天峻	張聯芳	吳文淵
唐理淮	王多輔	恒詩峯	黃鏡人	吳作榮	呂金鏞

七〇

李景濂 李保邦 王文芹 汪震東 孟昭漢 金桂山  
田美峯

○憲法商推會

商推會は民國五年九月孫洪伊、谷鍾秀、張繼、王正廷、田桐、白逾桓、劉成禹、王湘等各方面之民黨相約し圍城に大會を開きて組織したるものに係り名は憲法に對する商推會なるに過ぎざるも其目的は大政黨を組織せんとするに在りき然れども成立後其網羅せる範圍が甚だ廣大複雑にて相一致する能はず間もなく分裂を生ぜり即ち國民黨中にも舊同盟會に屬する分子は相寄り丙辰俱樂部を組織し張繼王正廷等は益友社を組織し孫洪伊等は韜園を組織し谷鍾秀、張耀會等は政學會を組織し殆ど四分五裂と成れり然れども此内にて谷鍾秀、張耀會の政學會一派を除くの外は依然商推會を民黨の總括的團體と爲す

- 舊同盟會系 (田桐、白逾桓等)
- 丙辰俱樂部
- 益友社 (張繼、王正廷、吳景濂等)
- 商推會
- 舊進步黨孫系 (孫洪伊、丁世粹、汪彭年、郭同等)
- 舊統一共和黨系 (谷鍾秀、張耀會、彭允彝等)

七一

更に商推會が斯く分立する理由を詳論せんに政學會派の谷鍾秀、張耀會は輜園派の孫洪伊を喜ばす丙辰俱樂部派は谷鍾秀、張耀會を喜ばす故に政學會派が谷鍾秀、張耀會を除き輜園派が孫洪伊を除けば四派完全に合同し得べきが如しと雖事實は必ずしも然らざるものあり乃ち丙辰俱樂部派は舊同盟會員を限りたる團體にて舊同盟會員なれば景耀月の如き帝制派にても復黨せしめ他派の人は一切之を拒絶す是が爲め同じ商推會中に在るも他系の人は是を喜ばざるの有様にして尙此外に憲友會なるもの存す

憲友會は一時商推會中に加せし者にて商推會分裂後益友社に屬し更に益友社より分離したる舊共和員の組織する所に係り張伯烈、何雯、駱繼漢等其主なる者なり

今假りに黎總統を民黨の首領とし段總理を官僚海の首領として相争ふ問題に對しては左の聯合を見るべし

- 丙辰俱樂部
- 益友社
- 商推會即民黨輜園
- 政學會 (此中張耀會、谷鍾秀、段汝驥を除く)
- 憲友會 (此中張伯烈、何雯を除く)

(但し張伯烈、何雯、駱繼漢は段祺瑞より買収され居るを以て將來憲友會は漸々研究會派に接近すべし)

○丙辰俱樂部 (部員約七十人)

丙辰俱樂部は舊同盟會員田桐、白逾桓、馬君武等の組織する所にして其俱樂部員は皆舊同盟會員に限らる此會員は同じく商推會中に在るも谷鍾秀、張耀會等と相容れず故に商推會を脱して一團體を爲したるなり部員は參衆兩院を通じ約七十人を有す事務所は米市胡同に在り

○益友社 (社員約二百人)

益友社は舊國民黨員にして張繼、王正廷、吳景濂等其牛耳を執る此派は激烈派の丙辰俱樂部と多少相容れざる所あるも全く相反撥するに至らず故に大體に於ては互に相一致す其會員の如きも兩派に跨り居る者多し會員約二百を有し事務所は石驢馬大街に在り同社の役員左の如し

- 政務處 吳景濂 張繼 林森 褚輔成 王正廷
- 文牘處主任 徐傳霖 趙其相
- 會計科主任 李肇甫 陳鴻鈞
- 庶務處主任 周珪 宋淵源

交際處主任 王有蘭 金兆揆

○箱園 (會員約八十人)

箱園は舊進歩黨員中孫洪伊派に屬する者を以て組織す固より孫洪伊派なるものありしに非ざるを帝制問題發生以來進歩黨中の或部分は帝制に賛成して袁の走狗と成り或部分は共和維持を主張し國民黨と相通じて反袁を呼號せり其際進歩黨反袁派中率先討袁の主張を全國に移發發表せし者は孫洪伊なり故に進歩黨中に帝政反對者郭同、汪彭年、王乃昌、蕭晉榮、牟琳等は皆相寄りて上海に集會せる國民黨と連絡せり初め帝制問題の起りし時は反對派國民黨と進歩黨との別なく殆ど一致せる所ありしも袁死後國民黨と進歩黨とが分離せるのみならず國民黨中には舊同盟會は丙辰俱樂部となり舊國民黨は益友社となりたる如く進歩黨中にも梁湯派(梁啓超及湯化龍派)と非梁湯派を生じ所謂孫洪伊一派の如きは非梁湯派にて梁湯等を疾視する結果國民黨と相提携するに至り此派が最も黎總統に接近せり此派會員は約八十人あり孫洪伊、丁世解、汪彭年、郭同、王乃昌、蕭晉榮等其中堅なり事務所は安福胡園に在り

○政學會

政學會は舊共和統一黨にして谷鍾秀、張耀會等其牛耳を取る共和統一黨は民國二年既に國民黨に合併したるも其舊團體は依然存在し舊同盟會員と融和せず殊に袁死後谷鍾秀、殷汝驪等舊共和統一黨員は獵官に熱狂し就官後國民黨を捨て、殷祺瑞の藥籠中に入り純官僚となりたるを以て丙辰俱樂部派の國民黨員の攻撃甚しく爲めに谷鍾秀、張耀會等は茲に政學會を組織したるなり此の政學會員は約四十人と稱し居るも皆益友社に籍を有する者の跨黨にして本會純粹なる會員と認むべき者は左の如し

- 谷 鍾 秀 張 耀 會 李 根 源 彭 允 彝 歐陽振聲 殷汝驪
- 文 祥 王 侃 李 肇 甫 董 士 釗 李 述 膺 徐 傳 霖
- 韓 玉 辰 高 冲 和 其他二名

○平社 (會員約五十人)

平社は早稻田學生派の組織せる所に於て黃雲鵬、向乃琪等國民黨員、進歩黨員及中立黨員ありて極めて平等的なりしに會員由宗龍の兄が雲南督軍唐繼堯の秘書長たるを以て漸次聯絡を取り一種の關係を造れり又劉榮澤は竊に背面に在りて是を利用操縦せる形跡あり近頃衡社の梅光遠が此平社を衡社と合併せしめ陸宗輿、楊士聰等と共に結合して徐世昌の下に投せんとするあり尤も會員中に約十人程の國民黨系の者ありて其計劃に賛成せず乃ち衡社と合併の時は該國民黨系分子は益友社若しくは丙辰俱樂部に復歸すべし現今の會員は約五十人を有し事務所を後孫公園に置く

○蘓園 (會員約二十人)



蘇園は元政友會員孫鍾、秋樓海等の組織する所なり其系統を詳にせば舊國民黨員にして民國二年國民黨に背き政友會に入りたる者なり然るに同じ政友會の反國民黨員中にも景耀月如きは丙辰俱樂部に復歸し蘇園一派の者と分離せり此派は其系統上將來如何なる方面に附するや知る可らず會員は約二十人を有し事務所を芝罘街に置く

○憲政討論會(會員約七十八)

憲政討論會は大中黨の系統にして江天鐸、恒鈞、孫潤宇、恩華、黃贊元、張國溶、夏同龢、張樹森、朱兆幸、陶遜、袁榮慶、陳融宸等の發起組織せし所にて會員系統は甚だ複雑なり同會は商推會と研究會との二大政黨の間に立ち第三黨として調和を取らんことを主旨とせり其簡章左の如し

憲政討論會簡章

第一條 本會は憲法及其他一切の法案を討論するを以て主旨とす

第二條 凡そ本會に同情を表する者は會員の紹介を経て本會會員と爲す

第三條 本會の辦事員は會員より輪選す

第四條 本會は毎週少くとも一回開會す

第五條 本會討論の議題は會員より豫め擬定し本會幹事員に交付し相列通告す

但し緊急問題發生の時は臨時提議す

第六條 本會毎回開會の時は會員より二人を推舉して主席とす

第七條 凡そ一議題討論終了せば多数を以て之を決するを得

第八條 凡そ多数決定の意見は憲法會議及び兩院會議に於て是を一致主張す

但し本會討論のとき絶對反對の意見を發表せし者は拘束を受けざるを得

第九條 本會經費は會員より自由捐助す

第十條 本簡章不備の所は臨時提議修正す

本會は其主旨に第三黨的調和主義を表明し他迄瞻瞻態度を以て風向きに由つて向背せんとする曖昧黨たれば其集合分子も極めて複雑にて結合甚だ堅からざる觀あり即ち其中にて孫潤宇等の一派は全然研究會に近く唐寶鏞等の一派は益友社に近く江天鐸朱兆幸等の廣東一派は自然廣東團を成し該討論會中又第三黨ならんとするの状況なり

會員約七十名を有し事務所を順治門大街に置く

會員の主要分子は左の如し

- 辛 漢 孫 潤 宇 江 天 鐸 溫 雄 飛 克 希 克 圖 夏 同 龢
- 張 國 溶 黃 贊 元 朱 兆 幸 唐 寶 鏞 楊 福 州 黃 胄 九
- 恩 華 于 寶 軒 林 繩 武 吳 榮 華 王 立 延 譚 瑞 霖

可徒類 黃錫銓等

七八

○憲法協議會（會員約二十人）

憲法協議會は蒙古議員を以て組織せらる。蒙古議員と云ふも純粹蒙古人に非らずして袁世凱が北京にて己の用を爲す王廣、曹汝霖等を外蒙西藏等の選出額數次指定し曖昧なる代理選舉機關を作りて選舉したるものなれば一種の勸選議員にして蒙藏議員と稱し曖昧議員の團體なり其中の主要分子は陸宗輿、曹汝霖、王廣等にて會員約二十名を有し主なる顔觸は陸宗輿、曹汝霖、王廣、王文芹、王振堯、李芳、張滋大等にして事務所を後水泡子に置く

○衛社（會員約十五人）

衛社は帝制派梅光遠等の組織せる處にして其背後には平社と同じく劉榮澤關係を有す。梅光遠は近頃民德社なる者を組織し平社と衛社とを合併せんと企圖せり元來梅光遠は舊公民政黨員なれば其組織せんとする民德社なるものは帝制派系、梁士詒系たるや言を待たず從て平社中の國民黨系及び四川省の共和黨系分子は分離するを免れず梅光遠は又近頃徐世昌の麾下に奔らんとす即ち衛社と平社は何れも背後に劉榮澤の有るにより既に關係あり而も梅光遠が陸宗輿の如き徐世昌派と接近し衛社と平社を合併して以て其の旗下に馳參せんとすれば將來衛社と平和と憲法協議會とは當然合併すべき性質を有す目下衛社としては會員僅に十數人を有するに過ぎざるも漸次擴張さるべき見込あり事

○憲法協議會（會員約二十人）  
○衛社（會員約十五人）  
○靜園（會員約十人）

憲法中に省制を加入すると否とに就き憲法研究會は其不加入を主張し益友社、丙辰俱樂部は加入を主張し兩大政黨共に堅く執つて相下らず憲法討論會の一部及び憲法協議會等は憲法研究會主張の不加入を賛成す其結果憲法審議會が常に兩院を通じて約六百人の出席中益友社派の加入主張は三百七八十を占め研究會派の不加入主張は二百三十を占む爲めに何れも法定の三分の二の數を得るを得ず種々協商する所あるも決定に至らず遂に兩派の衝突を爲すに至る故に兩派以外の各小政團は居中調停を試むる事と成る然れども居中調停者に資格制限等あるに非ず只一政團より一代表を出し各政團聯合にて調停を爲す其結果一意見を提出せんとせば一政團を出し得るなり靜園は全く此目的より出でたるものにせよ將た勢力あるにもせよ二政團と云へば一代表を出し得るなり靜園は全く此目的より出でたるものにして憲法研究會及び憲政討論會の一部乃ち兩派等の組織する所にて會員僅に十人を有するに過ぎず事務所は西北園北口一號に置く

○靜園（會員約十五人）  
靜園は謝書林等の組織する所にて其主旨目的は靜園と同じ會員約十五人程にて名聲ある政客の加入せ

七九

るを聞かず憲法研究会が居中調停の政團に自黨多からしめんが爲め特に出店的小政團を造らしめた  
るなり事務所は臨清宮東口張宅に置く兎に角憲法問題に對する一時の小結合たるに過ぎず

○憲友會 (會員約十五人)

憲友會は共和黨の湖北派たる張伯烈及び何雲、駱繼漢等の組織する所にて民社系統に屬するを以て初  
めは黎總統派に歸し居りしも段祺瑞が徐樹錚をして籠絡せしめ尙金鼎勳をして買収せしめたるを以て  
漸々段派と成り殊に最近に於ける張伯烈、何雲、駱繼漢等は段の爲めに盡力すること甚しく彼の段總  
理彈劾案の提出せらるるや駱繼漢は動議を提出して曰く彈劾案は議員總數四分の三以上出席するに非  
ざれば議するを得ず最近議員の出席は殆ど四分の三を超過する事稀なり故に常に議事日程に上すも議  
するの時なし議する能はざるに常に日程に彈劾案を載せ置くは甚だ體面に關す宜しく是を日程に載す  
る事を止め法定數の出席を得たる時緊急動議として提議すべしと主張し遂に段及び谷鍾秀、陳錦濤等  
の彈劾案を日程に記載せざることとなり是等は最も段に盡したるもの段も亦甚だ徳とする所なり  
會員は

- 張伯烈 何雲 駱繼漢 陳邦燮 蕭承弼 尹宏慶
- 辛際唐 盧元弼 歐陽成 陳子斌 查季華 胡祖舜
- 席綬禹 馮源 鄭樹槐 鄭衡之 黃攻素 潘子海

○梁系登壇義 (明) 廖宗北

叙上の如く二十七人の名を列するも其内には跨黨の者あり實際贊成し居らざる者あり其の本會員と認  
むべき者は約十五人に過ぎず事務所を櫻桃斜街に置く本會員は素と湖北民社に屬し最近に於ては憲法  
商推會に屬し商推會分裂するに及びて益友社に屬せし者なれば當然黎派に屬すべき者なるに買収の爲  
め段派となれり然れ共段に盡す所あるも是が爲め直に梁湯派に配和混同する者には非ざるなり

○淵 (會員約二十人)

淵は研究會中の舊派乃ち吳文翰、阮毓崧等の組織する所にて其主旨目的は彼の靜庵、潛園等と同一  
にて同じく憲法研究会派の支派なり會員は約二十名を有し事務所を米市胡同に置く

○憲政會 (會員約二十人)

憲政會は帝政派の楊士聰、胡璧城、湯松年等の組織する所にて憲法協議會蒙古議員康士鐸、烏澤濬等  
も又此中に入會す此會亦憲法研究会の別働隊と看做すべき者なるが兎に角帝制に熱狂奔走せし徒輩の  
みなれば研究會中に在りても常に面恥かしき所あるを以て別に此一政團を組織せし者なり然し此會は  
將來平社、衡社等の徒と合併すべき系統及び性質を有す烏澤濬、康士鐸の如きは梁士詒の部下にして  
楊士聰は楊士琦の弟なり即ち本會と憲法協議會、平社及衡社は何れも親類筋にして同意氣者なり何れ

も権勢に走るに故なき徒のみなれば漸々相率いて徐世昌の下に投せし會員は楊士驥、胡璧城、湯松年、烏澤聲、康士鐸を始めし約二十人ありし事務所を半壁街に置くは、  
 ○民衆中興社(會員數未詳)を組織するも、  
 民衆社は前參政院參政李盛鐸等の組織せるものにして熊希齡、汪大燮、胡鈞、汪有齡等前參政を網羅す熊希齡、汪大燮等は他に尙一の政社を組織する計劃を有するも目下取敢へず李盛鐸等と事を共にせざるなり李盛鐸、熊希齡等の目的は前參政院參政等を集めて基礎と爲し參衆兩院無所屬及び小政團を吸集せんとするに在り目下會員數は未だ知るを得ざるも策士等の團體にして背後に資本家との連絡ある様子なれば一勢力を爲すに至らざし

第三節 參議院議員三分の一改選後に於ける豫想  
 參議院は民國五年十月十八日其議員三分の一を改選したるが該三分の一の退職者約九十一人中國國民黨員約六十人あり而して目下選舉確定せる計三省の當選者を見るに四十八人中國國民黨二十人に過ぎず然るは此率を以て推せば餘部選舉終局後民衆は四十八人乃至四十五人に過ぎず然らば民衆は現在より三十人の勢力を減じ官僚黨は其反比例に三十人の増勢となる若し民衆と無所屬を除きたる殘餘悉く集りて官僚大團結を造ることありとせば其數は約三百三十前後となり民衆は三百七十前後となる則ち無所屬百人の向背は其優劣を決する所となり甚しき取合運動を惹起すべし(今日迄の政團情況斯の

如くなるも變遷極きな氣風向政客多きと特に煽動擾亂する者多き政界なれば如何なる變化を爲すも知る可らず)

現在各政團勢力一覽表

商推會	益友社	張	繼	吳景濂	王正廷等	二百人	
丙辰俱樂部	田	桐	白逾	桓	君武等	七十人	
精園	孫	洪伊	丁世	崑	汪彭年等	八十人	
政學會	張	耀會	谷鍾	秀	彭允蓀等	十六人	
平社	黃雲	張	宗龍	向乃	祺等	五十人	
憲友會	張伯烈	何	晏	駱	繼漢等	十五人	
憲法研究會	梁啟超	湯	化龍	林	長民等	百二十人	
靜園	陶	逄	鍾	允	諧等	十五人	
潛園	謝	書	林	等		十五人	
淵文	吳	文	翰	阮	毓等	二十人	
憲政討論會	孫	淵	宇	朱	兆莘	江天鐸等	七十五人
憲法協議會	李	芳	康	士	鐸	烏澤聲等	二十五人

憲法研究會 梁啓超派  
 湯化龍派  
 憲法討論會 三分の一  
 靜園 二十人  
 潛園 十五人  
 憲友會 十五人  
 淵廬 二十人  
 菴園 二十人  
 憲政會 二十人  
 合計 約二百四十人  
 ○中立派(徐世昌派)  
 憲法協議會 二十人  
 平社 三分の二 三十人  
 衡社 十五人  
 憲政會 八十五人

○民黨(黎元洪派)  
 益友社 二百人  
 丙辰俱樂部 七十人  
 商推會 八十人  
 憲法討論會 三分の一 十五人  
 合計 約四百人  
 孫鍾 狄樓海等 二十人  
 梅光遠 陸宗輿等 十五人  
 楊士聰 胡璧城 湯松年等 二十人  
 李盛鐸 熊希齡 汪大燮等 未詳  
 無所屬 百人

北京發刊新聞一覽表

公名	名稱	黨派別	編輯	者
大國民日報	大國民日報	民黨	朱耀	朱耀
大東日報	大東日報	民黨	白逾	白逾
亞東日報	亞東日報	民黨	李烈鈞	李烈鈞
民權日報	民權日報	民黨	張我華	張我華
醒報	醒報	民黨	周亮三	周亮三
民權日報	民權日報	民黨	馬君武	馬君武
中東日報	中東日報	民黨	葉夏聲	葉夏聲
新報	新報	民黨	馬彥祥	馬彥祥
太華日報	太華日報	民黨	張仲樞	張仲樞
國報	國報	民黨	光雲	光雲
危言日報	危言日報	民黨	汪彭年	汪彭年

黨派別	人數
民黨	約八十五人
無黨派	約百人
其他	二十人
合計	約一百九十五人

八七

六六

民視報	亞細亞日報	瓊宇日報	大興日報	日知報	每日新聞	大信報	北京民強報	陸海軍日報	與中報	真共和報	京華日報	覺世報	三十世紀報	大陸報
同	同	同	交通銀行系	同	帝制派	政府黨	政府黨	同	同	同	中立	陳樹藩機關	政府黨	尹昌衡機關
康士鐸	袁乃寬出資	袁乃寬	王伯謙	烏澤聲	王河屏	羅澤煒	劉文錦	黃雲鵬	張伯烈					

新國民報	國民公報	晨報	大中報	北京中華新報	民國新報	北京公民日報	法言報	北京日日新報	新中國報	尊聞報	北京日報	北京時報	公言報	京津時報
研究會	同	同	同	半官半民	同	同	同(政學會に稍關係あり)	憲法討論會	憲友會	同	中立	同	帝制派	同
向瑞芬	藍公武	湯化龍	范源濂	谷鍾秀	張耀倫	劉揆一	克希克圖	何燮	何燮	朱祺	楊小	汪有齡	汪立元	
彭希民	孫光圻	梁秋水					周需三	張揖人				林萬里		

忠民益  
世  
言言報  
天注  
教  
杜竹  
軒  
九〇

REEL No. 1-0672

0378